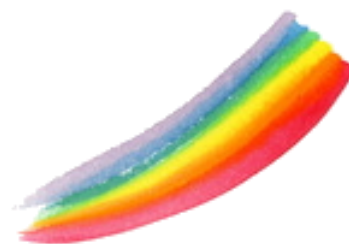
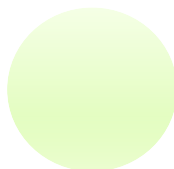




甲賀市 人権に関する総合計画



平成29年(2017年) 7月

甲 賀 市

はじめに

人権とは、「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然持っている固有の権利」で地球上に住む人間誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり保障されるべき権利です。

甲賀市では、平成 16 年(2004 年)12 月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を平成 17 年(2005 年)11 月には、「甲賀市市民憲章」を制定し、「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指し、あらゆる差別のない「あふれる愛」に満ちた明るく住みよいまちづくりを進めてまいりました。

さて、近年の急速な情報化や国際化に加えて、少子化や高齢化等により、人権に関する問題は、複雑に絡み合う傾向にあります。

国においては、各種法律の制定により、人権問題の解決に向け、様々な取り組みが進められてきました。また、社会情勢の変化に伴い、さらに新たな人権問題に対応するため、個別の人権関係法の整備や改正がなされ、平成 28 年(2016 年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

本市におきましても、このような社会情勢の変化を踏まえ、複雑多様化するあらゆる人権問題に対して、教育・啓発から施策まで一体的に推進するため、「甲賀市人権総合計画」、「甲賀市同和対策基本計画」、「甲賀市人権教育基本計画」と「甲賀市同和対策基本方針」「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を統合した、「甲賀市人権に関する総合計画」を策定しました。

今後、この総合計画を通して、家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、一人ひとりの命が輝き、幸せと「あふれる愛」がつながるまちを推進してまいります。


本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成 29 年(2017 年)7 月

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に
あなたも仲間
いろいろ山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

目 次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	人権をめぐる主な動向	2
〔1〕	国際的な動き	2
〔2〕	国・滋賀県の動き	3
3.	計画の位置づけ	4
4.	計画の期間	4
第2章	人権に関する現状	5
1.	人口の推移	5
2.	人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識	6
〔1〕	調査の概要	6
〔2〕	調査結果の概要	7
〔3〕	調査結果の分析	19
3.	人権に関する計画の取組状況	21
〔1〕	甲賀市人権総合計画	20
〔2〕	甲賀市同和対策基本計画	21
〔3〕	甲賀市人権教育基本計画	22
〔4〕	人権に関する施策の取組状況	23
第3章	今後の人権施策の課題	29
	女性の人権	29
	子どもの人権	34
	高齢者の人権	37
	障がいのある人の人権	40
	同和問題	43
	外国人の人権	46
	インターネットによる人権侵害	49
	その他さまざまな人権問題	52

第4章	人権施策の展開方向	55
1.	基本理念	55
2.	計画の視点	56
3.	各主体の役割と連携・協働	57
4.	具体的な取組	58
	〔1〕人権教育・啓発の推進	58
	〔2〕相談と支援体制	62
	〔3〕分野別の取組	63
	女性の人権	63
	子どもの人権	64
	高齢者の人権	65
	障がいのある人の人権	66
	同和問題	67
	外国人の人権	68
	インターネットによる人権侵害	69
	その他さまざまな人権問題	69
第5章	計画の推進	70
1.	推進体制	70
2.	計画の進行管理	71
3.	目標指標	71
資 料		
1.	甲賀市人権尊重の都市宣言	73
2.	甲賀市人権尊重のまちづくり条例	74
3.	甲賀市人権尊重のまちづくり審議会規則	76
4.	甲賀市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	78
5.	策定経過	79
6.	「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（諮問）	80
7.	「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（答申）	81
8.	用語解説	82

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

近年では、多発する孤独死や自殺、さらには、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待、学校や職場等でのいじめ、人権を無視した雇用状況など私たちのまわりには、いまだ解決されないさまざまな人権問題が存在しています。

また、経済情勢の悪化による子どもの貧困問題やスマートフォンの急速な普及に伴うインターネットによる人権侵害、性同一性障がいのある人に対する人権侵害、東日本大震災における被災者への人権侵害など、新たな問題も顕在化しています。

人権に関する問題は、複雑に絡みあい、より深刻化する傾向にあります。人権に関する問題を解決するためには、各分野が連携を保ちながら人権という視点から総合的な取組を展開し、市民一人ひとりの意識の向上を図ることが不可欠です。

甲賀市（以下「本市」という。）では、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を平成17年(2005年)1月に施行し、平成17年(2005年)11月には「甲賀市市民憲章」を制定しました。また、同年12月に「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を発し、平成19年(2007年)2月には、「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を決定し、平成20年(2008年)4月には、「甲賀市人権総合計画」を、平成20年(2008年)5月には「甲賀市同和対策基本計画」を、平成21年(2009年)3月には「甲賀市人権教育基本計画」をそれぞれ策定しました。

その後、これら2つの方針と3つの計画を基に、「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「同和問題」「外国人」などに関する人権課題の達成に向けた施策を推進してきました。

本来、人権尊重のまちを実現するためには、行政のみで達成できるものではなく、市民、企業・事業所等がそれぞれの責任において行動することが必要です。

平成28年度(2016年度)で「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」の計画期間が終了することから、昨今の人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国・県の動きを見据え、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、市民及び企業・事業所等と行政が、人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことをめざし、これら3つの計画と「甲賀市同和対策基本方針」「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を統合した、「甲賀市人権に関する総合計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 人権をめぐる主な動向

〔1〕国際的な動き

国連では、昭和23年(1948年)『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした「世界人権宣言」を採択し、その後、世界人権宣言の趣旨を具現化するため、「国際人権規約」を制定しました。

昭和40年(1965年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、昭和54年(1979年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元年(1989年)には、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」など、諸条約を採択し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

また、重要な人権課題についての集中的な取組として、「人権教育のための国連10年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、12月10日の「人権デー」をはじめとする人権に関わる活動を展開しています。

しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争をはじめ、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、平成6年(1994年)の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、平成16年(2004年)12月末で終了を迎えましたが、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくため、「人権教育のための世界計画」を採択し、平成17年(2005年)年1月から平成19年(2007年)12月末までの第1フェーズ¹では「初等・中等教育制度」に焦点をあてた取組を進め、平成22年(2010年)1月から平成26年(2014年)12月までの第2フェーズでは、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置くこととされました。平成27年(2015年)1月から平成31年(2019年)12月までの第3フェーズでは、最初の2つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。

平成23年(2011年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しています。

¹ フェーズ：変化する過程の一区切り。局面、段階のこと。

〔2〕国・滋賀県の動き

国においては、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じた人権教育の推進や重要課題への取組が示されました。また、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

平成12年(2000年)12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務として定められるとともに、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定し、平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されました。

同和問題については、昭和40年(1965年)8月に出された国の同和对策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権にかかる課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通してさまざまな人権問題の解決をめざす活動へと広がってきました。

また、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」等の各種法律が制定され、取組が進められてきましたが、社会情勢の変化に伴い、さらに新たな人権問題に対応するため、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」、「いじめ防止対策推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律」など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

滋賀県においては、平成13年(2001年)4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成15年(2003年)3月に人権が尊重される社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。

平成23年(2011年)3月には、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため「滋賀県人権施策推進計画」を策定し、計画の期限を迎える平成28年(2016年)3月に改定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定した関連計画並びに第2次甲賀市総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図ります。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、甲賀市総合計画と整合させ、平成29年度(2017年度)から平成40年度(2028年度)までの12年間とします。

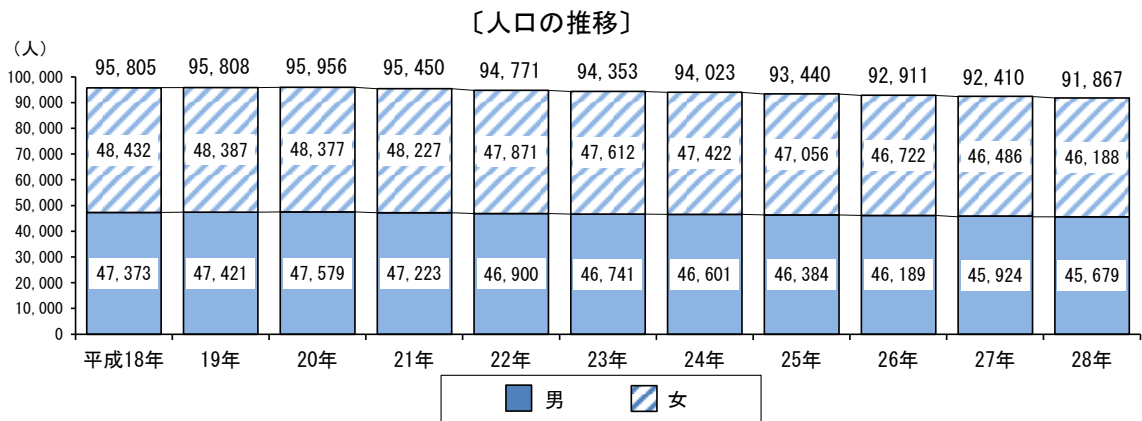
また、社会情勢の変化や国内外の動向、市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて4年ごとに見直しするものとします。

第2章 人権に関する現状

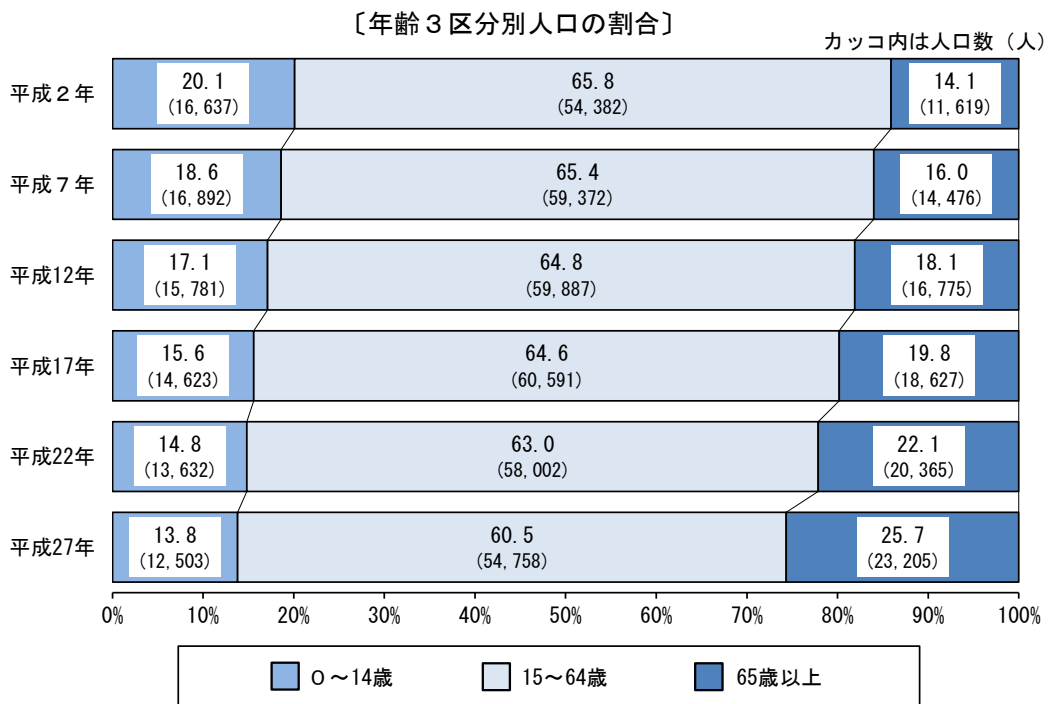
1. 人口の推移

本市の人口は、年々減少しており、平成28年(2016年)9月末日現在で91,867人となっています。

年齢3区分別で見ると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にあります。65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、平成27年(2015年)では25.7%と高齢者が人口の4分の1を占め、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）



資料：「国勢調査」
※年齢不詳者含まず。

2. 人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識

〔1〕調査の概要

（1）調査の目的

人権尊重のまちづくりを推進するための「甲賀市人権に関する総合計画」の策定にあたり、市民の人権についての考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「甲賀市人権に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。

（2）調査方法

調査対象者	市内にお住まいの18歳以上の人
抽出方法	無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	平成27年(2015年)10月1日
調査期間	平成27年(2015年)11月14日～平成27年(2015年)11月30日

（3）回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
2,500	1,039	41.6%

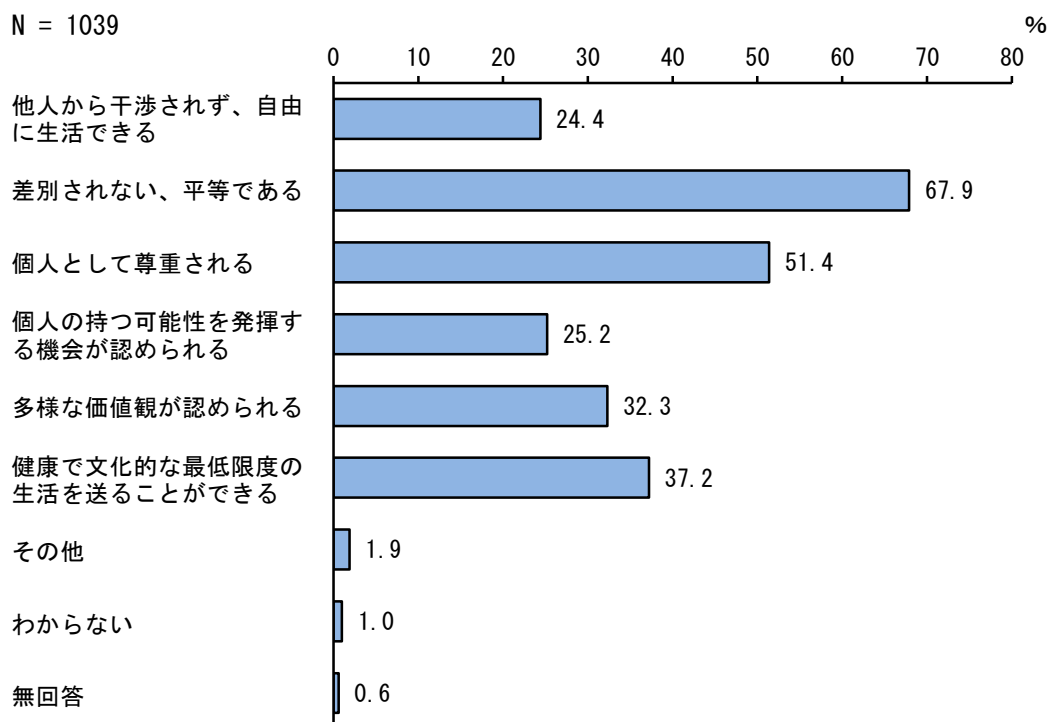
（4）調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

〔2〕調査結果の概要

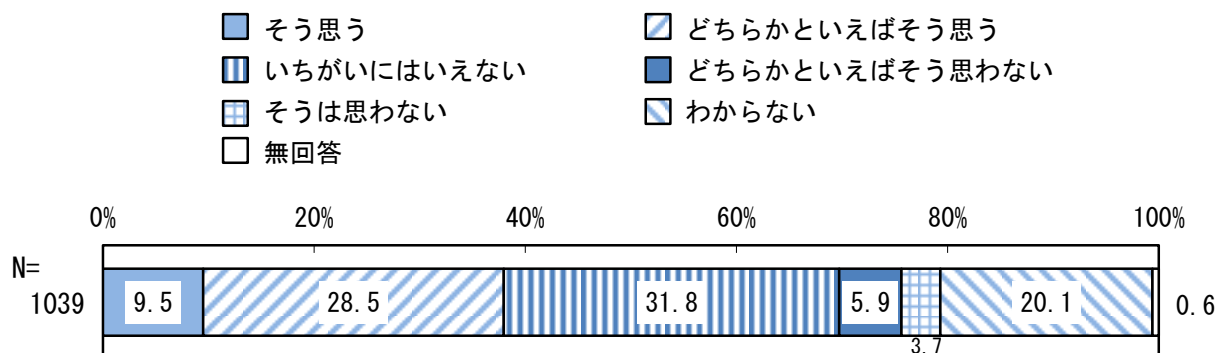
(1) 「人権尊重」のとらえ方

「差別されない、平等である」が67.9%と最も高く、次いで「個人として尊重される」が51.4%と続いています。



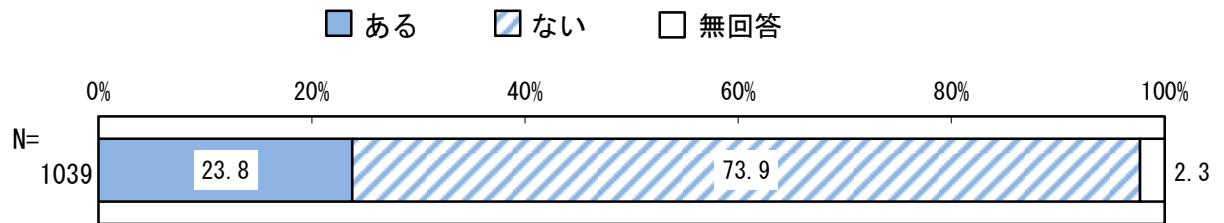
(2) 本市における「人権尊重」の状況

本市は「人権が尊重されるまち」になっているかという問には、「いちがいにはいえない」が31.8%、「思わない」割合（「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」をあわせた割合）が9.6%となっています。また、20.1%の人が「わからない」と答えています。



(3) 人から嫌なことを言われたりされたりした経験状況

最近5年以内に人権に関して、人から嫌なことを言われたりされたりしたことが「ある」が23.8%に対し、「ない」は73.9%となっており、およそ4人に1人が、ここ5年以内に人から嫌なことを言われたりされた経験があると答えています。



(4) 人権を侵害された内容

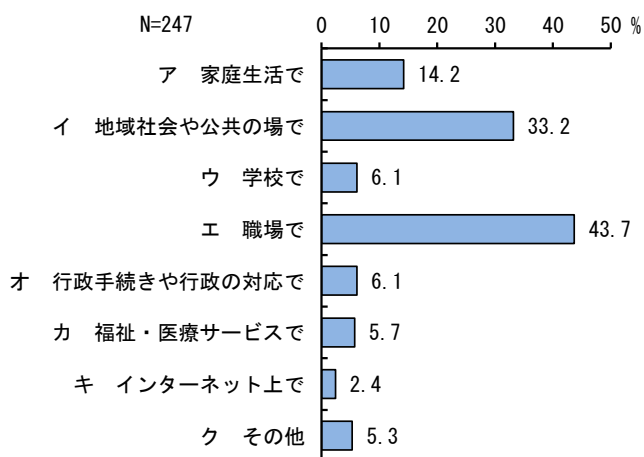
職場・地域・家庭など、身近な生活の場面で人権侵害が起きており、「イ 地域社会や公共の場で」では、「あらぬうわさ、悪口を言われた」が15.8%と最も高く、「エ 職場で」では、「ハラスメントを受けた」が22.7%と最も高くなっています。

また、「イ 地域社会や公共の場で」、「エ 職場で」共に「差別待遇」、「仲間外れ、いじめ」、「プライバシーを侵害」の項目は他より割合が高くなっています。

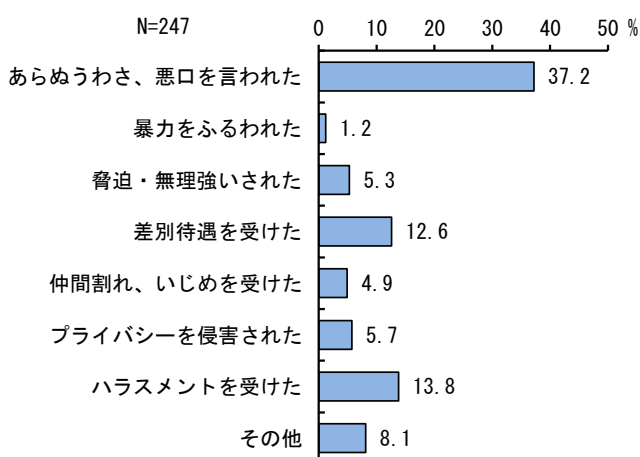
単位：%

区分	有効回答数(件)	あらぬうわさ、悪口を言われた	暴力をふるわれた	脅迫・無理強いされた	差別待遇を受けた	仲間外れ、いじめを受けた	プライバシーを侵害された	ハラスメントを受けた	左記以外のことを受けた	受けていない	無回答
ア 家庭生活で	247	4.0	1.2	1.6	2.8	2.4	2.8	2.4	1.2	18.2	67.6
イ 地域社会や公共の場で	247	15.8	0.4	3.6	7.3	6.5	6.9	2.8	5.7	15.0	51.8
ウ 学校で	247	2.8	-	0.4	1.6	2.4	0.4	1.2	0.4	14.2	79.8
エ 職場で	247	15.8	0.4	3.2	8.5	4.9	6.1	22.7	3.6	10.1	46.2
オ 行政手続きや行政の対応で	247	0.8	-	0.8	4.0	0.4	1.2	0.8	0.4	19.0	74.9
カ 福祉・医療サービスで	247	0.8	-	0.8	3.2	-	0.8	0.4	0.8	18.6	75.7
キ インターネット上で	247	0.8	-	0.8	-	-	-	-	0.8	20.2	77.3
ク その他	247	1.6	-	0.8	0.4	0.8	1.6	0.4	0.8	10.9	83.8

【人権侵害を受けた場面】

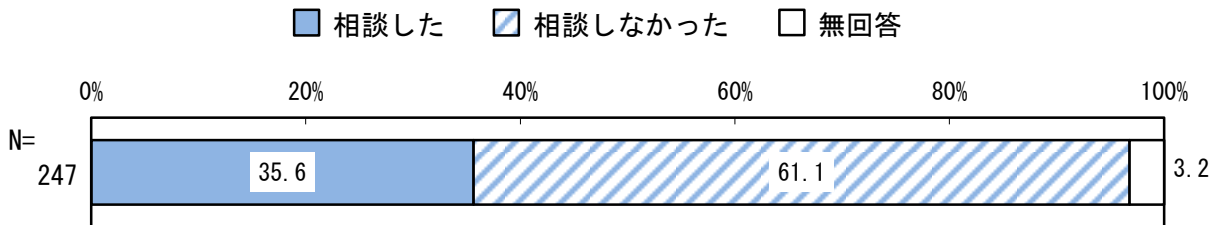


【人権侵害を受けた内容】



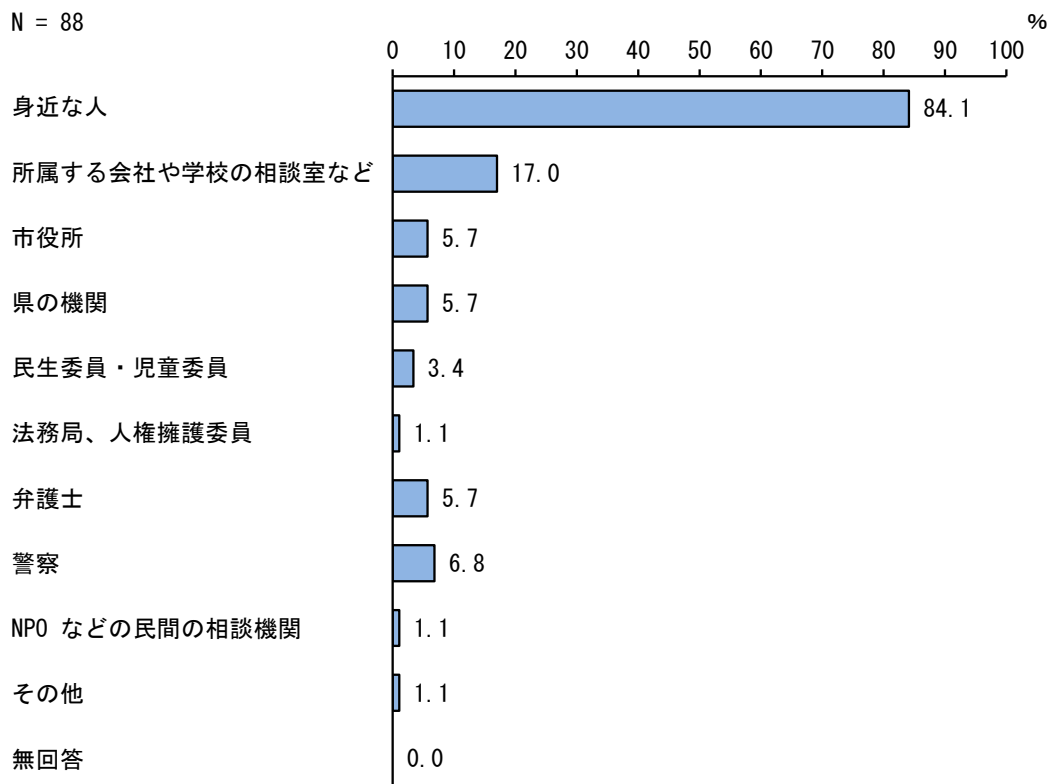
(5) 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談の有無

人から嫌なことを言われたりされたりした際、誰かに「相談した」が35.6%に対し、「相談しなかった」の割合が61.1%となっています。



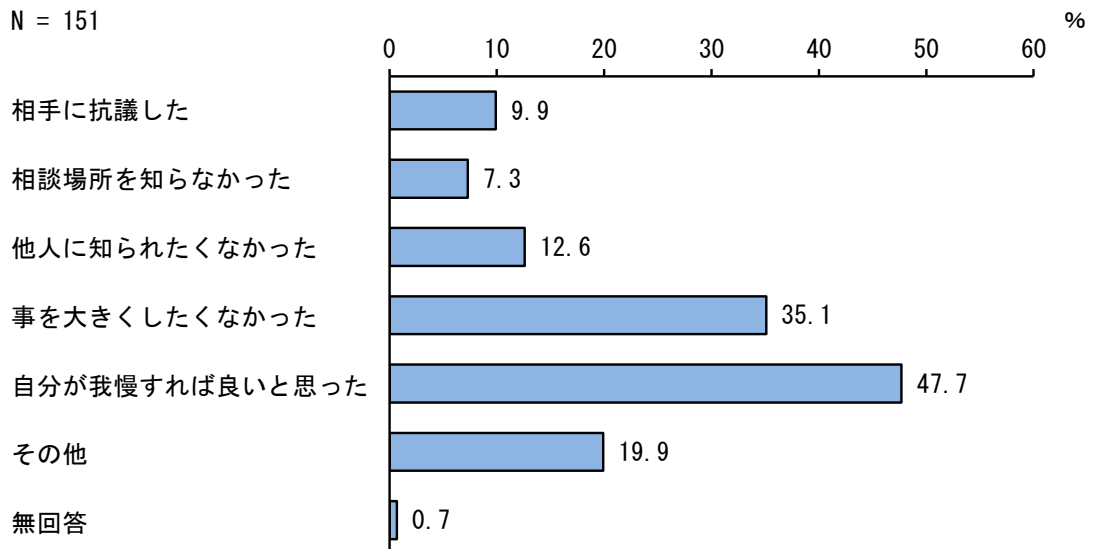
(6) 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談先

その相談先は、「身近な人」が84.1%と最も高くなっています。「市役所」、「県の機関」、「弁護士」、「警察」への相談は5～6%台となっています。



(7) 相談しなかった理由

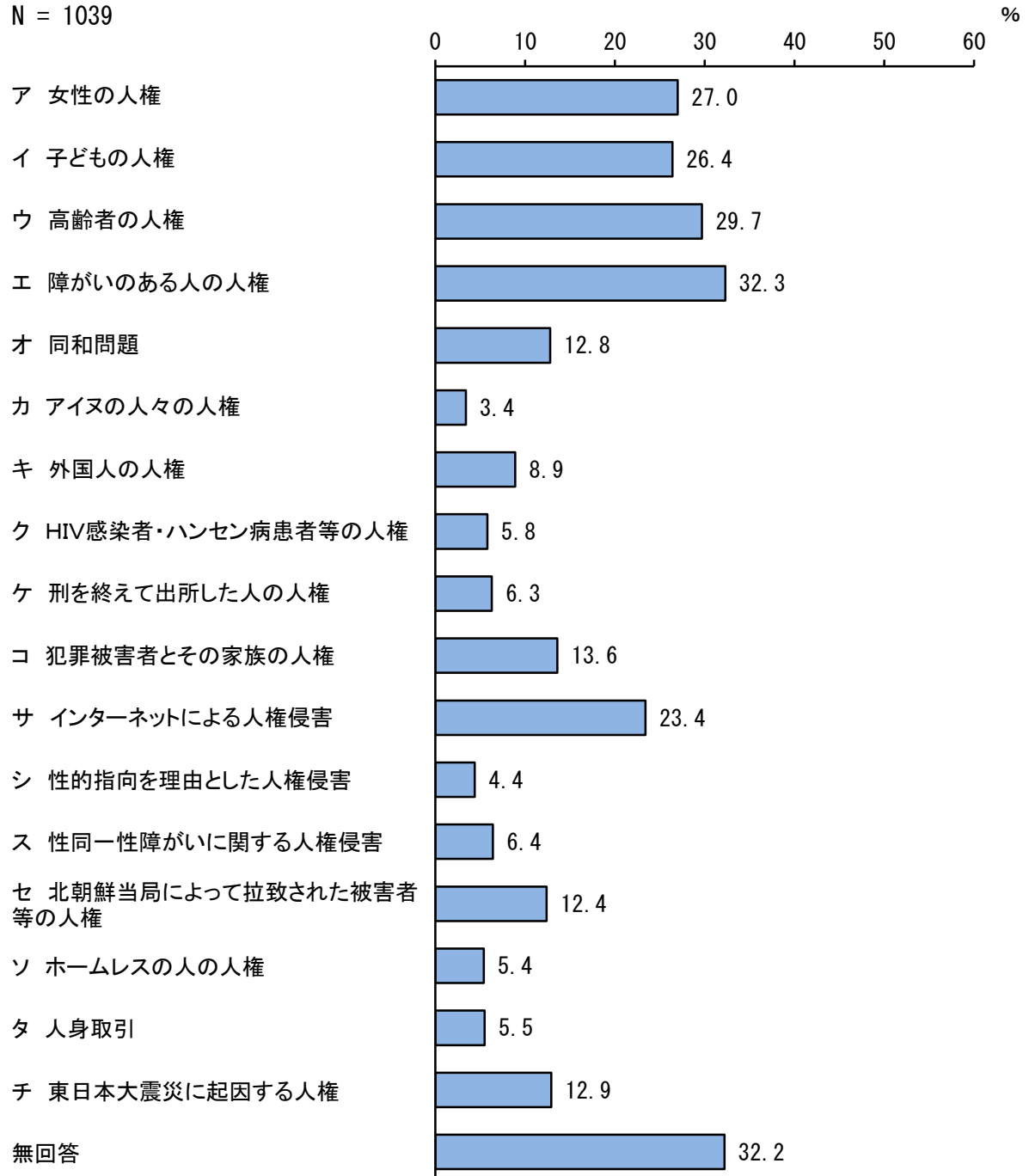
相談しなかった理由は、「自分が我慢すれば良いと思った」が47.7%と最も高く、次いで「事を大きくしたくなかった」が35.1%となっています。また、「相談場所を知らなかった」は7.3%となっています。



(8) 関心のある人権課題

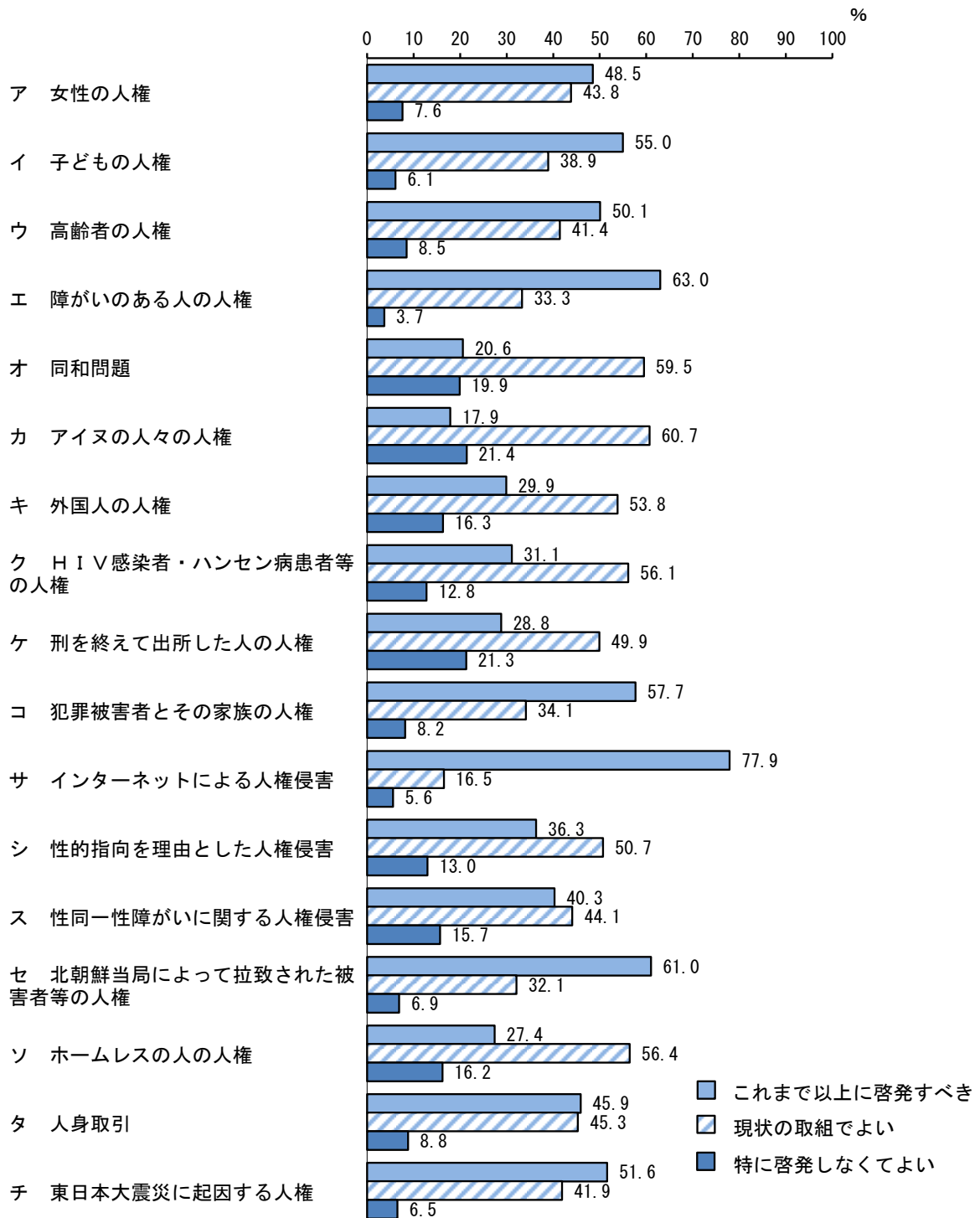
関心のある人権課題では、「エ 障がいのある人の人権」が32.3%と最も高く、次いで「ウ 高齢者の人権」が29.7%となっています。

N = 1039



(9) 今後、一層啓発すべき人権課題

「これまで以上に啓発すべき」の割合が最も高い項目は、「インターネットによる人権侵害」、「インターネットによる人権侵害」、「エ 障がいのある人の人権」、「セ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権」で60.0%を超えています。



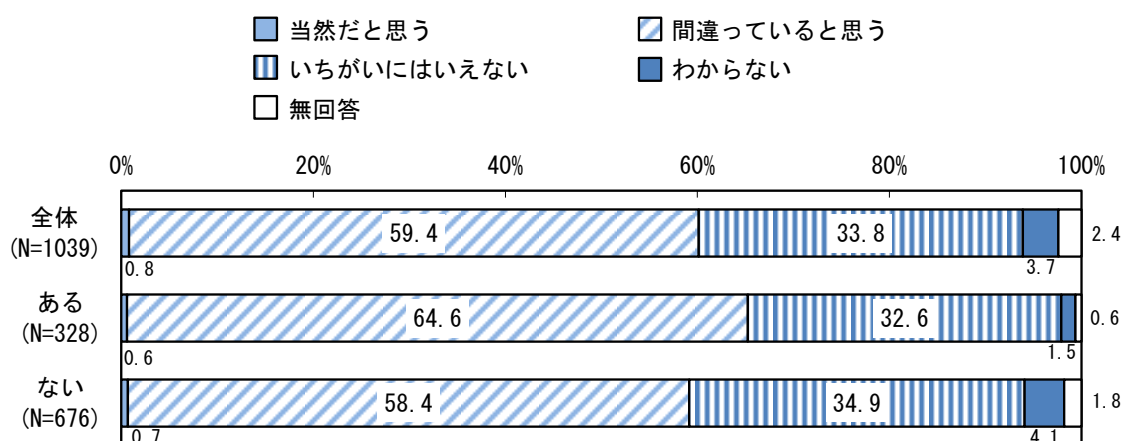
(10) 人権尊重や人権侵害に対する見方、とらえ方

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較をしました。)

- ① 会社の管理職登用の選考で、女性であるAさんの管理能力の方が高いのに、女性であることを理由に、別の男性を管理職に登用したことについて

「間違っていると思う」が59.4%と最も高くなっています。

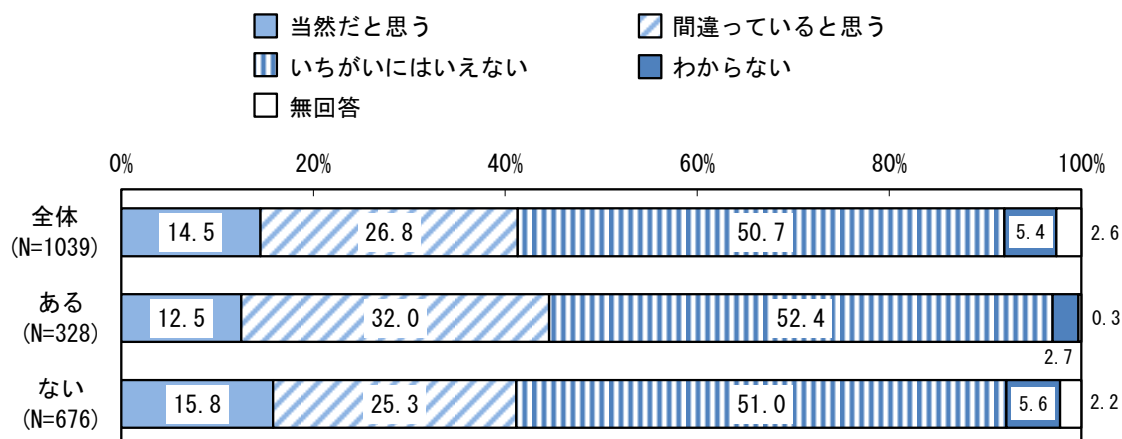
人権に関する学習会への参加の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ② 高校生の子どもにスマートフォンを持たせている親が、子どものことを心配して、無断でメールを見たことについて

「いちがいにはいえない」が50.7%と最も高く、次いで「間違っていると思う」が26.8%と高くなっていますが、「当然だと思う」も14.5%と低くありません。

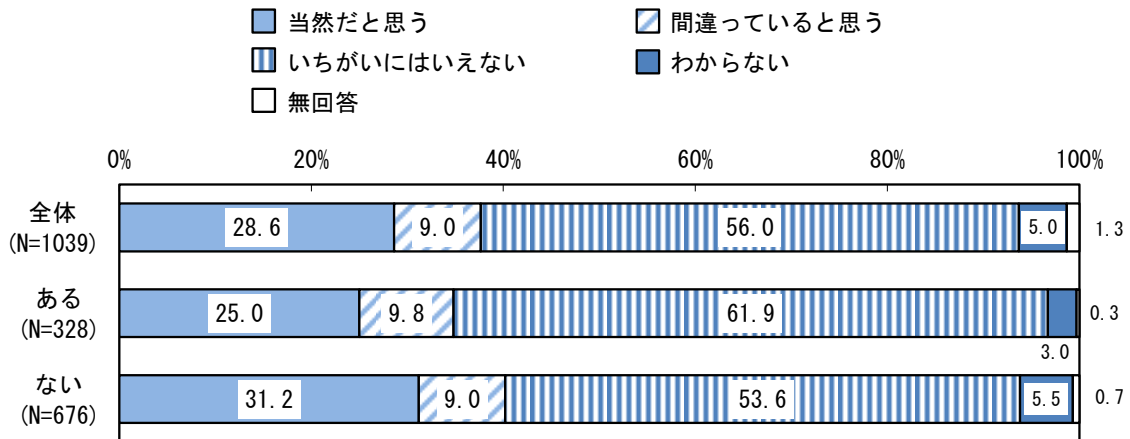
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ③ 認知症が進行して町中を徘徊することがあるBさんを介護している家族は、介護する人がいないときに、Bさんが家から出られないように鍵をかけていることについて

「いちがいにはいけない」が56.0%と最も高くなっており、「間違っていると思う」は9%にとどまっています。

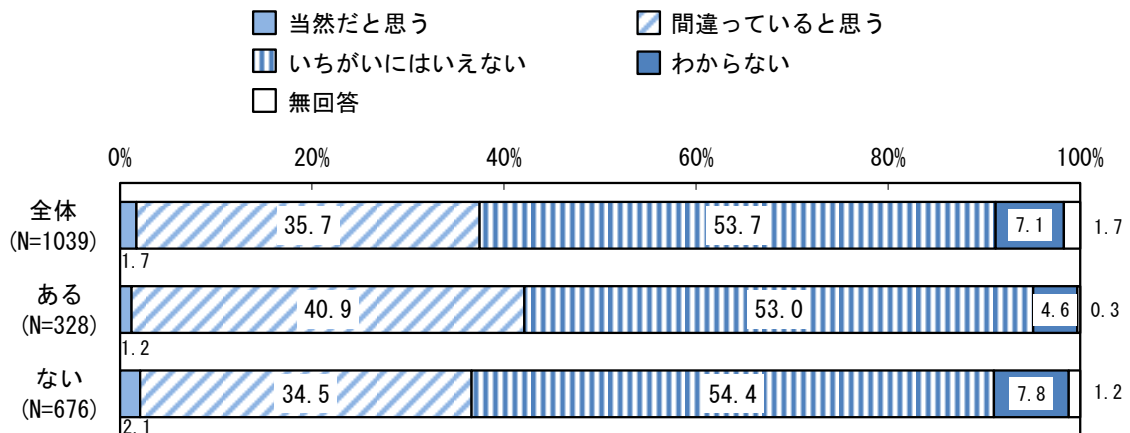
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「当然だと思う」の割合が低くなっています。



- ④ 借家を探していた外国人が適当なアパートを見つけたので申し込んだところ外国人であることを理由に、貸すことを断った家主の態度について

「いちがいにはいけない」が53.7%と最も高く、次いで「間違っていると思う」が35.7%となっています。

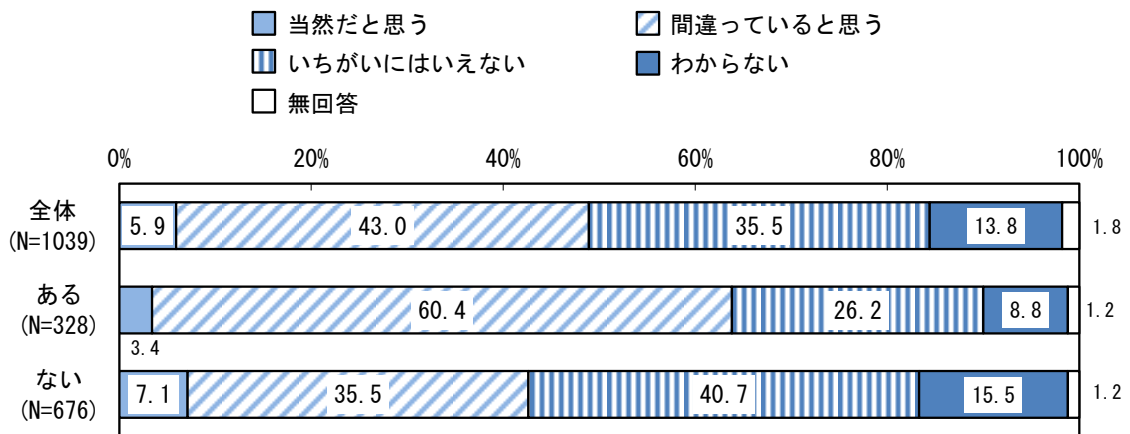
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



⑤ Cさんは、手頃な家を見つけて買おうとしたが、その場所が同和地区かどうか、市役所に問い合わせた行動について

「間違っていると思う」が 43.0%と最も高くなっています。「わからない」が 13.8%となっており、他ケースの回答よりも高くなっています。

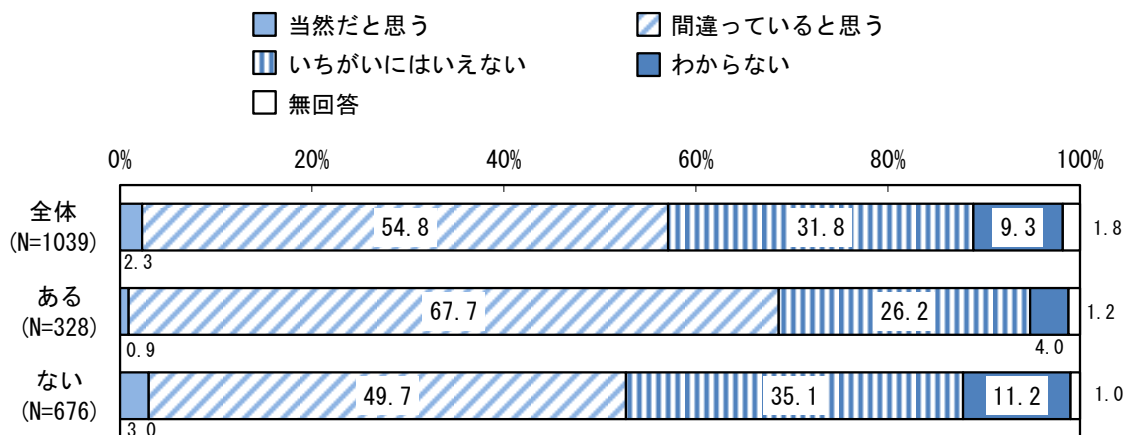
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



⑥ 障がいのある人のための施設が住宅街に建設されることになり、地元の住民が建設に反対したことについて

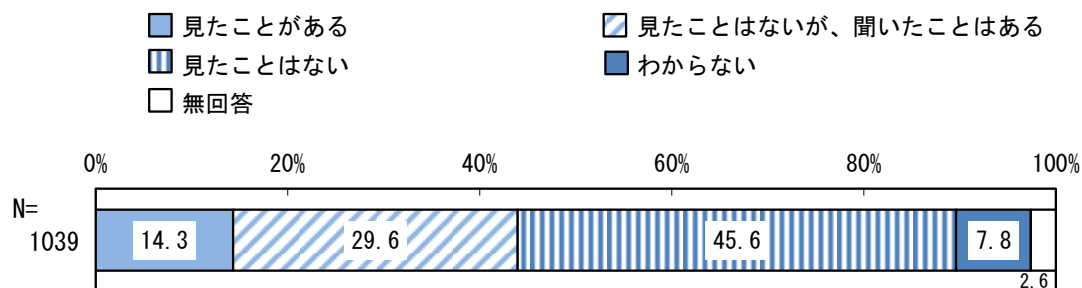
「間違っていると思う」が 54.8%と最も高く、次いで「いちがいにはいけない」が 31.8%となっています。

人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



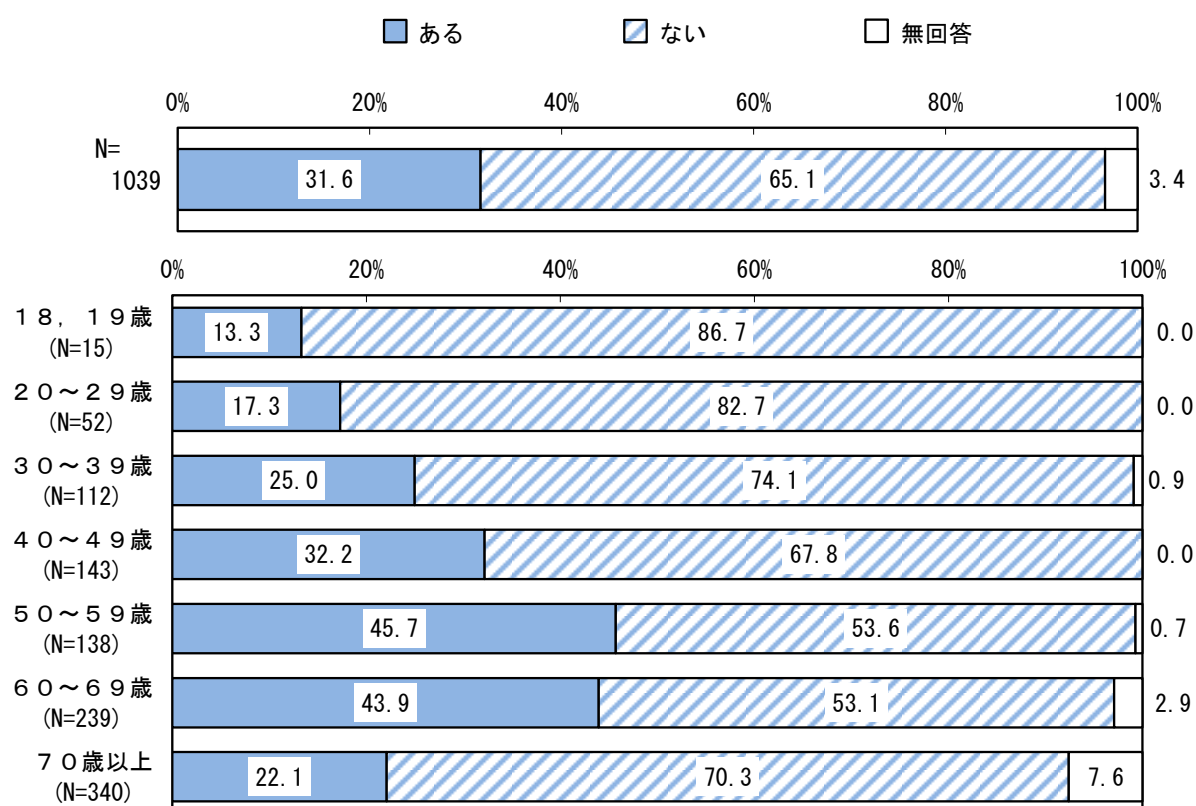
(11) インターネットによる差別的な書き込みを見た経験

「見たことがある」が14.3%、「見たことはないが、聞いたことはある」が29.6%、
 となっています。



(12) ここ3年以内での人権に関する学習会への参加経験

「ない」が65.1%となっており、多くの方が人権に関する学習会に参加していない状況です。学習会に参加したことがある人の年齢層は、50歳代、60歳代が多く、
 若年層で低くなっています。

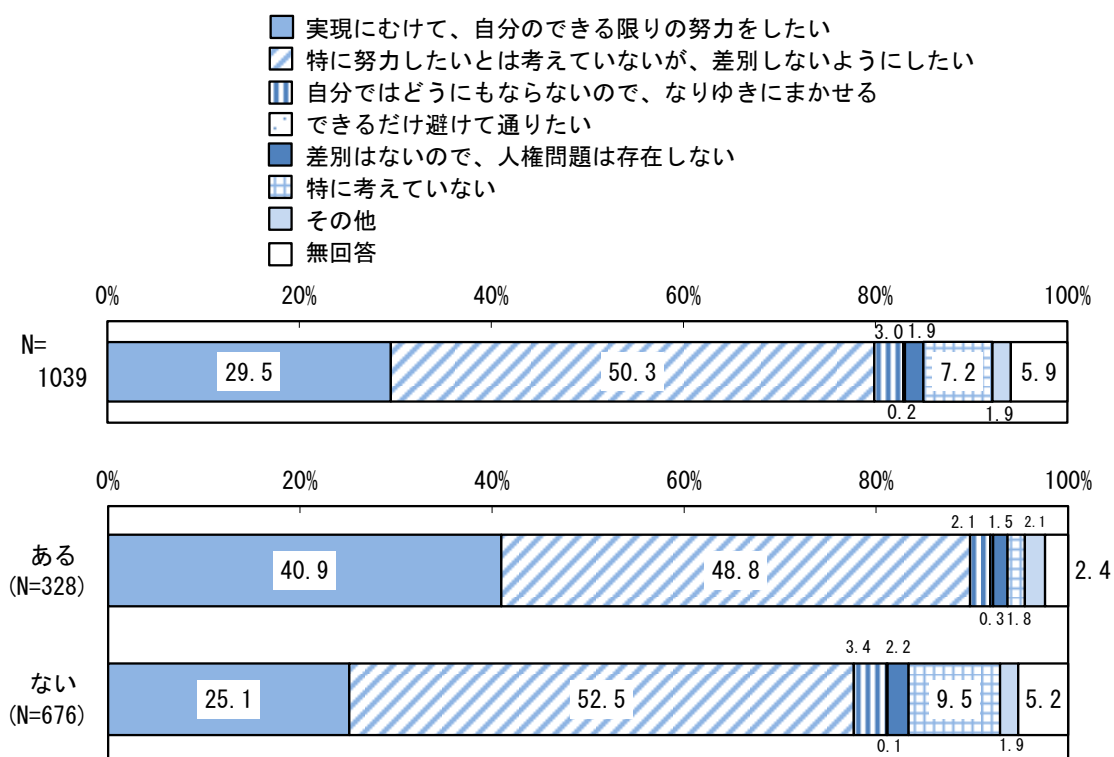


(13) 人権の尊重されるまちの実現に向けての考え方

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較をしました。)

「特に努力したいとは考えていないが、差別しないようにしたい」が50.3%と最も高く、次いで「実現にむけて、自分のできる限りの努力をしたい」が29.5%となっています。

人権に関する学習会への参加の有無別で見ると、参加経験のある人で「実現にむけて、自分のできる限りの努力をしたい」の割合が高くなっています。



〔 3 〕 調査結果の分析

【全体の傾向】

- 意識調査全体を通して、性別では、人権侵害を受けた経験、それに対する相談の有無で差異があるものの、考え方では、大きな差異はみられません。
- 年齢別では、年齢層の高い人と若年層で、考え方に差異がみられます。

【人権尊重のまちなの実現】

- 人権が尊重されるまちなになっているとは言えない状況であることから、人権が尊重されるまちなの実現に向けて、人権教育・啓発等のさまざまな施策を実施していく必要があります。

【人権を侵害された内容】

- 職場・地域・家庭など、身近な生活の場面で人権侵害が起きていることから、職場や地域が主体となって、身近な生活の場面で人権侵害が起こらないよう、予防や啓発に取り組む必要があります。また、学習会などで学んだことを、自分のこととして実践することが大切です。

【人権学習と人権意識】

- ここ3年以内の、人権に関する学習会への参加の状況では、多くの人が人権に関する学習会に参加していないことから、啓発や学習会の内容や方法を工夫し、参加者を増やす取組が必要です。
- 人権に関する学習会への参加経験がある人は、人権意識が高い傾向にあり、人権教育・啓発の効果が表れています。生涯にわたって、あらゆる機会において学びを提供できるよう、今後の人権教育・啓発のあり方についての検討が必要です。
- 学習会に参加したことがある人の年齢層は、50歳代、60歳代が多く、若年層で低くなっています。幅広い層を対象にした、人権に関する多様な学習機会の充実を図る必要があります。

【新たな人権課題】

- インターネットによる人権侵害について、29歳以下でインターネットによる差別書き込みを見たことがある人が多く、また、これまで以上に啓発すべきと考える人が多いことから、今後、人権教育や啓発の課題として、インターネットによる人権侵害を更に取り入れていく必要があります。

【相談】

- 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談先は身近な人が多く、相談を受けた人が適切な対応ができるよう、人権意識や感覚を高めるための人権教育・啓発が必要です。また、相談しなかった人が多いことから、相談に行きやすい環境の整備も必要です。

3. 人権に関する計画の取組状況

本市では、これまで、さまざまな人権課題の解決をめざし、「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」に基づき、取組を推進してきました。

各計画の概要と取組状況は次のとおりです。

〔1〕甲賀市人権総合計画

■ 計画の概要

【趣旨】

甲賀市総合計画に沿って、甲賀市人権尊重のまちづくり条例がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具体化していくことを目的とする計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【重点項目】

まちづくり条例は、その第1条で、「この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

このまちづくり条例の理念を具体化するため、次の5つの重点項目を掲げています。

- ①「市民と行政との協働」
- ②「人権を基礎とした施策の推進」
- ③「人権教育、啓発活動の充実」
- ④「人権に関する推進体制の充実」
- ⑤「相談・支援体制の充実」

【個別課題】

主要な人権課題を着実に解決するため、次にあげる分野ごとの取組方針を掲げています。

- ◇同和問題
- ◇女性
- ◇子ども
- ◇高齢者
- ◇障がいのある人
- ◇外国人
- ◇その他さまざまな人権問題等

〔 2 〕 甲賀市同和対策基本計画

■ 計画の概要

【趣旨】

部落差別をはじめとするあらゆる差別の無い社会を一日も早く築き、すべての市民が幸せに安心して生活できることをめざす計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【基本目標】

1. 差別意識の解消と人権意識の高揚
2. 地域住民の自立と自己実現
3. 住民交流と協働のまちづくり

【基本計画】

次にあげる3つの基本目標を掲げ、同和問題の解決に向け、さまざまな施策を展開してきました。

1. 差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための取組
 - ◇教育啓発の推進
 - ◇人権尊重のまちづくり
2. 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組
 - (1) 地域福祉
 - ◇総合的な相談・情報提供、権利保障・擁護
 - ◇人権尊重・健康福祉のまちづくり
 - (2) 保健・医療
 - ◇健康づくりの推進
 - (3) 住宅・まちづくり
 - ◇住環境の推進
 - ◇住民主体のまちづくり
 - (4) 就労
 - ◇就労支援
 - ◇企業啓発
 - (5) 教育
 - ◇進路保障の実現
 - ◇指導・相談体制の充実
3. 住民交流を促進するための取組
 - ◇住民交流の推進
 - ◇協働の人権まちづくり

〔 3 〕 甲賀市人権教育基本計画

■ 計画の概要

【趣旨】

人権教育や人権啓発を通して、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」や「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を具現化し、あらゆる差別のない互いに認め合う人権尊重のまちづくりを推進することを目的とする計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【人権教育・啓発の推進】

次にあげる人権教育・啓発に関する3つの推進方針を掲げ、市民のあらゆる世代、あらゆる場などにおいて人権尊重の視点で、さまざまな施策を展開してきました。

1. 人権教育・啓発の重点

- (1) リーダーのパワーアップから組織的な推進へ
- (2) 主体的な学びの推進
- (3) 交流や協働による地域づくり

2. 課題別施策の推進

- (1) 普遍的課題にかかる人権教育・啓発の推進
- (2) 個別的課題にかかる人権教育・啓発の推進
 - ①同和問題
 - ②女性
 - ③子ども
 - ④高齢者
 - ⑤障がいのある人
 - ⑥外国人
 - ⑦患者等
 - ⑧インターネットによる人権侵害
 - ⑨その他のさまざまな人権問題

3. あらゆる場における施策の推進

- (1) 家庭
- (2) 保育園・幼稚園
- (3) 学校
- (4) 地域
- (5) 企業
- (6) 人権に関わりの深い特定職業従事者

〔４〕人権に関する施策の取組状況

（１）重点項目

① 市民と行政との協働（甲賀市人権総合計画）

市民主体の人権擁護施策の推進を図るため、甲賀市人権教育推進協議会と連携し、人権教育連続セミナーや人権教育研究大会等の研修会を開催するほか、甲賀市同和・人権事業促進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会、PTA、甲賀人権擁護委員協議会等と市が連携を図りながら、人権に関する課題の達成に向けて自主的な取組を進めています。

② 人権を基礎とした施策の推進（甲賀市人権総合計画）

甲賀市総合計画において「ともに認めあう人権文化のまちづくり」を施策の柱の一つに位置づけ、すべての人の人権が尊重されることをまちづくりの基本としています。

本市においては、誰もが利用しやすい公共施設の整備や情報を得られるよう広報誌や情報発信の方法を工夫するなど、人権尊重を基本に据えて行政サービスに取り組んでいます。

③ 人権教育・啓発活動の充実（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

人権教育・啓発では、三つの重点を掲げ関係する取組を推進しています。

まず、一点目の「リーダーのパワーアップから組織的な推進へ」では、地域での人権教育・啓発活動を担う人権教育啓発講師を養成し、本市の啓発講師団として、市内の区・自治会での地区別懇談会等で活躍いただいています。

また、保育園・幼稚園、小・中学校の教職員、市の職員等に対しては、全ての業務は人権に関わるとの自覚をもって業務を行うため、人権の普遍的な課題や個別的課題をテーマとした研修を行っています。

次に、二点目の「主体的な学びの推進」では、「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、保育園・幼稚園、小・中学校で一貫した人権教育に取り組んでいます。また、市民の学習では、人権を身近に感じられる啓発教材として、「一人ひとりが輝くために～人権尊重をしているからしているへ～」を毎年作成し、地区別懇談会等で活用しています。

身近な場所で人権を主体的に学ぶ機会として、人権をテーマとした公民館講座や人権教育連続セミナーを市内各所で開催するとともに、区・自治会や人権教育推進協議会の協力を得て、区・自治会単位での地区別懇談会の開催を推進しています。地区別懇談会は、市内のほぼ全ての区・自治会で開催されるとともに、年々、参加者数が増加しています。一方、人権教育連続セミナーでは、参加者が減少しています。

三点目の「交流や協働による地域づくり」では、人権教育推進協議会をはじめ

とする人権に関係する団体と連携し、人権教育研究大会を開催するなど、市民との協働による人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、市民との協働により人権尊重のまちづくりを推進するため、地域の組織や市民活動団体等との連携及びネットワークの構築や、これらの団体等が実施する事業の支援等を行う「こうか市民共生ネットワーク」を設立しました。

④ 人権に関する推進体制の充実（甲賀市人権総合計画）

市民、企業・事業所、市民活動団体等と行政が連携して人権施策を効果的に推進するための人権教育・学習の場の充実に取り組むとともに、市の組織において、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、人権尊重の推進に係る関係部局間の連絡調整や人権尊重に係る教育及び啓発に関することなど必要な事項について協議を行っています。

また、各課に人権リーダーを配置し、人権の視点に立った業務を行えるよう、職員の資質向上のためさまざまな課題を取り上げ、研修を行っています。

⑤ 相談・支援体制の充実（甲賀市人権総合計画）

就労、生活困窮、健康、教育、家族の問題、消費生活等の相談窓口を設置するとともに、これらの相談窓口の周知を行っています。相談の中には、さまざまな課題が複雑に絡み合った相談もあることから、適切な相談窓口につなげるとともに、自立支援に向けたワンストップ²の窓口を設置し対応しています。

また、大津地方法務局甲賀支局、甲賀市社会福祉協議会など人権擁護に係る機関や団体、市民の身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員と連携し相談に対応しています。

重大な人権侵害である、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス³（以下「DV」という。）は、早期に発見することが必要であることから、市民の通報義務を周知し、相談があった場合には、適切な支援につなげています。

（2）分野別課題ごとの施策と教育・啓発

① 同和問題（甲賀市人権総合計画・甲賀市同和对策基本計画・甲賀市人権教育基本計画）

（ア）差別意識の解消・人権意識の高揚を図る取組

不動産差別、土地差別の解消に向けて、平成23年（2011年）から福祉と人権のまちづくり事業に取り組んできました。福祉と人権のまちづくり事業では、市民対象の研修会、保育園・幼稚園の保護者対象研修会、公民館一般教養講座・人権研修会の開催、不動産会社を訪問し啓発を行うなどのほか、甲賀市魅力ある地域

² ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。

³ ドメスティック・バイオレンス（DV）：Domestic Violence。法令等で明確に定義された言葉ではないが、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

づくり推進協議会へ交付金を交付し、関係団体が行う研修会や交流事業を支援しました。

(イ) 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組

平成14年（2002年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」が失効したことを受けて、一般施策の中で自立と自己実現を促し地域の活力を高めていく取組を行っています。

就労については、就労相談員を地域総合センターに配置し、就労相談を行ってきました。平成27年度（2015年度）からは商工政策課の就労相談員が地域総合センターに出向き就労相談を行うほか、生活支援課に就労コーディネータを配置し、生活困窮者に対して、就労相談を含めた相談を実施しており、地域総合センターに相談があった場合も連携により、より専門的な支援につなげています。

小集落改良住宅⁴については、入居者の意思を尊重しつつ、生活状況や経済状況等を考慮しながら、自立に向けて住宅を譲渡しました。

子どもたちの自己実現に向けた取組では、地域総合センターで、小・中学生を対象に自主活動学習に取り組んでいます。学習にあたっては、家庭での学習習慣や基本的な生活習慣を身につけ、自らの生きる力を高めていけるよう、学校、家庭、地域、地域総合センターが連携し、実施しています。

また、地域総合センターについては、福祉の向上や人権教育・啓発、文化の振興を図り、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営していますが、地域から要望があった場合は、市民の自由な意思を尊重し、閉館した地域総合センター等もあります。子どもの教育環境や就労などの残された課題は、一般施策の中で必要な取組を継続しています。

(ウ) 住民交流を促進する取組

地域総合センターでは、各種教室や文化祭・スポーツ大会の開催を通じて、地域の住民交流を活性化するなど、人と人のつながりを拡大させる環境づくりを行っています。また、広報等により各地域総合センターの取組や活動状況を紹介しています。

② 女性の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、「甲賀市男女共同参画計画」に基づき取組を進めています。

「男性は仕事」「女性は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識⁵の解消に向けた講演会や講座の開催、啓発紙の発行等により啓発を行うとともに、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられるよう保育園や放課後児童

⁴ 小集落改良住宅：旧地域改善対策特別措置法施行令1条1号に基づき、生活環境施設整備事業のなかの住宅地区改良事業の一つとして、小集落地区で建設された住宅のこと。

⁵ 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」など、「女だから、男だから」という性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識のこと。

クラブの充実など、環境の整備を行っています。

また、女性の活躍を広げるために、起業や再就職に向けた支援を行っています。

DVについては、「甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DVについての正しい理解を啓発するとともに、DVの予防、被害者の早期発見、DV被害者に配慮した相談、安全・安心の確保をはじめとした支援を関係機関と連携し進めています。

③ 子どもの人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を策定し、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、「しなやかで・心豊かに・たくましく」育つことを願い、市民、企業・事業所、市民活動団体等の多様な主体と行政が協働・連携しながら地域全体で子育てを応援する「子ども・子育て応援団」の取組を進めています。

子どもの健全な成長を阻害する児童虐待が全国的にも深刻かつ重大な社会問題となるなか、児童虐待の未然防止と早期発見、通報があった場合には、速やかに子どもの安全確認を行い、その家庭に対する適切な支援を関係機関と連携して行っています。

児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれのあるいじめに対しては、「甲賀市子どものいじめ防止条例」に基づき、いじめを許さない風土と文化を社会全体でつくりあげ、子どもが自らの命を輝かせ健やかに成長することができる、いじめのないまちの実現に取り組んでいます。

また、子どもの将来が家庭の事情によって左右されないよう、生活保護世帯や生活困窮世帯に、生活保護や各種手当などの経済的支援を行うとともに、学習支援や居場所づくりに取り組んでいます。

④ 高齢者の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

本市の人口が減少傾向に転じるなかで、65歳以上の高齢者人口は増加しており、これに伴い要介護認定者等も増加を続けています。

高齢者が社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍でき、介護が必要になったときも、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、市内5か所に地域包括支援センター⁶を設置し、高齢者の介護や生活に関する相談、家族や関係者から寄せられる虐待や虐待へとつながるおそれのある事例の相談を受け、支援につなげる体制を整えています。

高齢者虐待の予防や早期発見、早期対応を行うため、甲賀市地域ケア会議⁷を設

⁶ 地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設で、高齢者の総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。

⁷ 地域ケア会議：多職種の協働による個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握 などを行う。また、地域づくりや資源開発、政策形成など、地域の実情に応じた検討を行う。地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

置し、個別事例の検討や関係機関と連携した虐待防止に向けた対応や啓発、高齢者及び養護者の支援に努めています。

また、認知症等により判断能力が低下しても、高齢者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する専門的な相談対応や成年後見制度⁸等の利用支援、関係する団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

⑤ 障がいのある人の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう「甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、取組を進めています。医療を受ける機会を確保するための福祉医療の充実や、公共施設等においては、誰もが利用しやすい環境整備のため思いやり駐車区画や多目的トイレ、スロープやエレベーターの設置等を順次行っています。

また、発達の遅れや障がいなどがある子どもたちが、適切な時期に必要な支援が受けられる体制や環境の整備を図るとともに、ライフステージ⁹の変わり目において、相談支援が途切れることがないように、「ここあいパスポート¹⁰」の利用を促進し、子どもの育ちの記録を支援につなげるとともに、保護者、保育園・幼稚園、学校、関係各課、企業・事業所、支援機関が連携し、支援の継続に取り組んでいます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活や就労ができるよう、障がい者支援施設や相談支援事業所、甲賀地域働き・暮らし応援センター¹¹などと連携し、支援を行っています。また、多様な障がいに関する情報の周知、障がいへの理解を促す啓発を行っています。

障がい者虐待に関する総合窓口として、甲賀市障害者虐待防止センター¹²を設置し、個々の状況に合わせた支援につなげるとともに、障がいのある人の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する専門的な相談への対応や成年後見制度等の利用支援、関係する団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

⑥ 外国人の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

本市には、多くの国々から来られた外国人が生活していますが、文化や生活習慣、価値観の違いや、言語の違いなどからコミュニケーションの障壁があり、理

⁸ 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を保護し、支援してくれる人を付けてもらう制度のこと。

⁹ ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

¹⁰ ここあいパスポート：甲賀地域（甲賀市、湖南市）で、作成配布している相談支援ファイルのこと。発達障がいなどにより特別な支援が必要な人に適切な支援を継続できるよう、育ちや支援の情報を記録し、家庭、園、学校、支援機関で共有するためのもの。

¹¹ 働き・暮らし応援センター：障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関のこと。本人・家族・企業からの相談に、雇用支援ワーカー・生活支援ワーカー・職場開拓員・就労サポーター等が無料で応じている。

¹² 障害者虐待防止センター：本市の障がい者虐待に関する総合窓口のこと。平成24年10月1日から施行された「障害者虐待防止法」では、虐待を受けている可能性がある障がい者を発見した場合の市町村等への通報義務が規定されている。

解し合える関係が築きにくい状況があります。「甲賀市多文化共生¹³推進計画」に基づき、多様な機会を通じて文化や生活習慣等の違いを学び合い、お互いにコミュニケーションを深めながら相互理解のきっかけづくりを行うため、甲賀市国際交流協会等と連携し国際交流事業や国際理解教室などの取組を実施しています。

また、外国人が生活に必要な知識や情報を得られるように、広報やパンフレット等の多言語表記や、やさしい日本語の使用に努めるとともに、各種手続・申請や生活上の相談に対応できるように、市の窓口に通訳を配置しています。保育園では、必要に応じて母語支援員¹⁴を配置し、また、小・中学校においては、日本語指導のための教員の配置や、母語支援員の派遣等、学力保障のための取組を行っています。

⑦ その他さまざまな人権問題

近年のインターネットの普及により、インターネットによる人権侵害を新たな課題として位置づけ、研修会や学習会に取り組んでいます。

普遍的な学びとして、平和の尊さについて考える機会となる広島平和記念式典への派遣を小学生を対象に実施しています。

また、セーフコミュニティ¹⁵の取組の1つに自殺対策をあげ、ゲートキーパー¹⁶養成講座を企業・事業所や各種団体で実施し、さまざまな立場や環境の中で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげられるよう、自殺予防に向けて取り組んでいます。

¹³ 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省より）。

¹⁴ 母語支援員：日本語が理解できない児童生徒が学校に入ってきた時、児童生徒、その保護者、教員などの学校関係者の間に入って「言語」のサポートや「異文化理解」のための情報提供などを行い、主にコミュニケーション上のやりとりを円滑にする支援員のこと。

¹⁵ セーフコミュニティ：WHO（世界保健機関）が提唱する「事故やけがは、偶然の結果ではなく、原因を究明し、対策を講じることで予防できる」という考えに基づき、科学的な予防対策とまちぐるみの連携によって、安心安全な暮らしをおびやかす大きな要因である「事故やけが」を防ぐ取組のこと。

¹⁶ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、必要な相談支援（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）つなげる人のこと。「命の門番」とも言われる。

第3章 今後の人権施策の課題



女性の人権

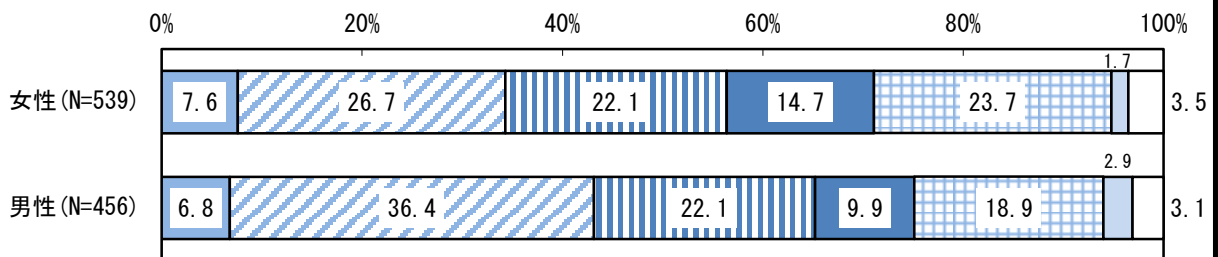
男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などが制定され、平成27年(2015年)に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行される等、男女平等の原則が確立されつつあります。

しかし、今なお社会的・文化的につくられた性別(ジェンダー)の意識に基づく、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、働く場や政策方針を決定する場での女性の参画が進まないなど、さまざまな場で男女格差を生む原因となっています。

「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という考え方について

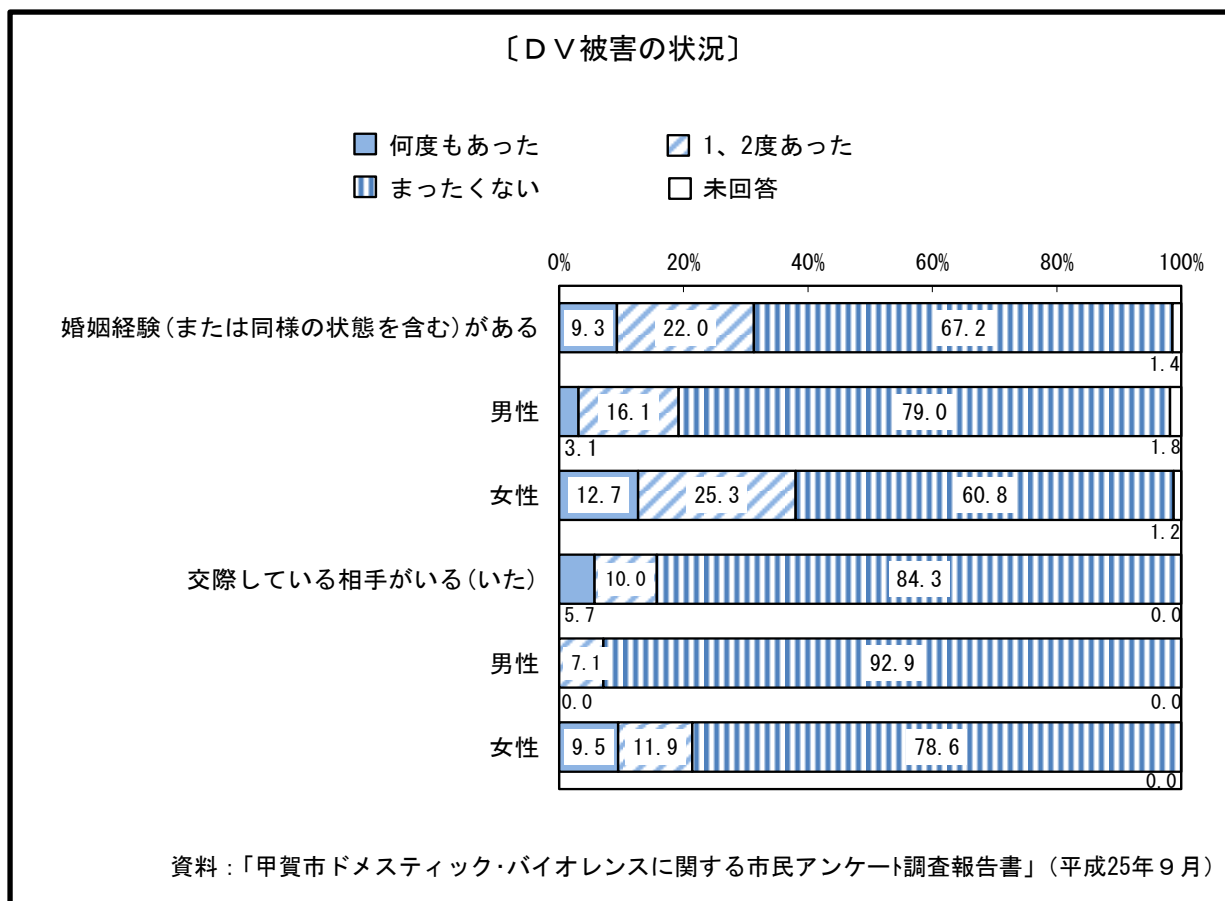
女性は、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」をあわせた“そう思う”の割合が34.3%、「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が38.4%、男性では、“そう思う”の割合が43.2%、“そう思わない”の割合が28.8%となっています。

- そう思う
- どちらともいえない
- そう思わない
- 無回答
- どちらかといえば、そう思う
- どちらかといえば、そう思わない
- わからない



資料：「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民・事業所意識調査報告書」(平成28年3月)

男女間における暴力では、平成25年(2013年)に、「ストーカー¹⁷行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正されています。被害者の多くが女性であるDV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)¹⁸、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)¹⁹、ストーカー行為などが深刻な問題となっています。



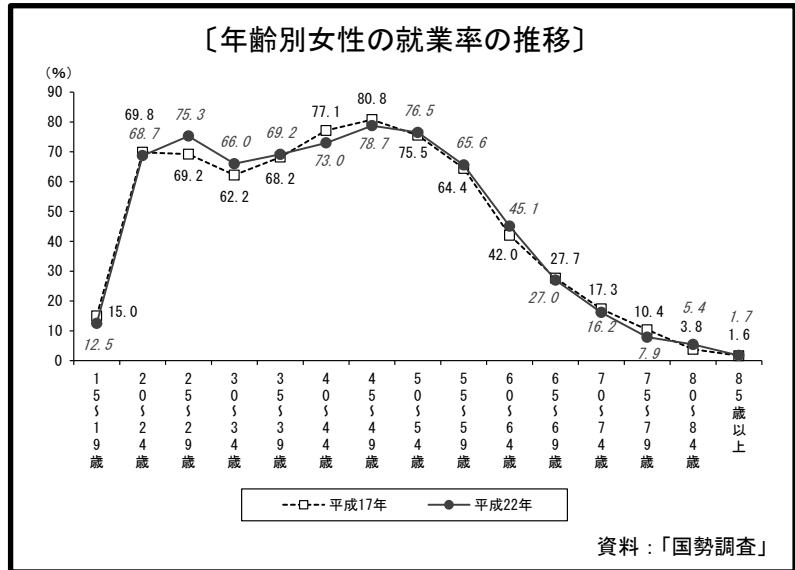
¹⁷ ストーカー：自分が一方的に関心を抱いた相手に、待ち伏せや尾行、メール、手紙、ファクス・電話などの行為を執拗に繰り返し、しつこくつきまとい行為を行う人物のこと。ストーカーの行う行為をストーキングという。

¹⁸ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)：相手の意に反した、性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、さまざまなものが含まれる。特に、働く場においては、労働者の意に反する性的な言動により、労働条件で不利益を受けたり、就業環境が害されることをいう。

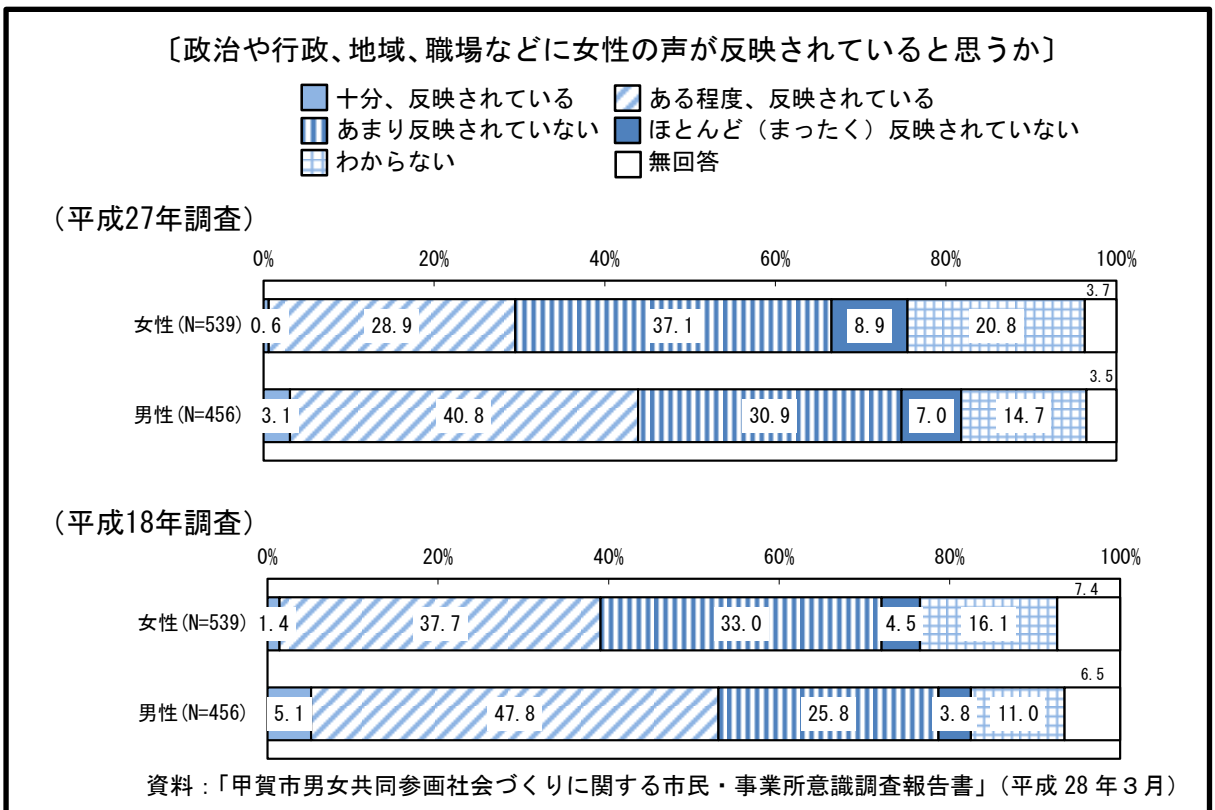
¹⁹ マタニティ・ハラスメント(マタハラ)：働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、異動、減給、降格などの不利益な取扱いのこと。

本市では、平成20年（2008年）6月に「甲賀市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少、個人のライフスタイルの多様化など、地域や家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、女性を含めた多様な人材が活躍できる社会への変革が求められていることから、第1子出産を期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ²⁰の解消が必要です。

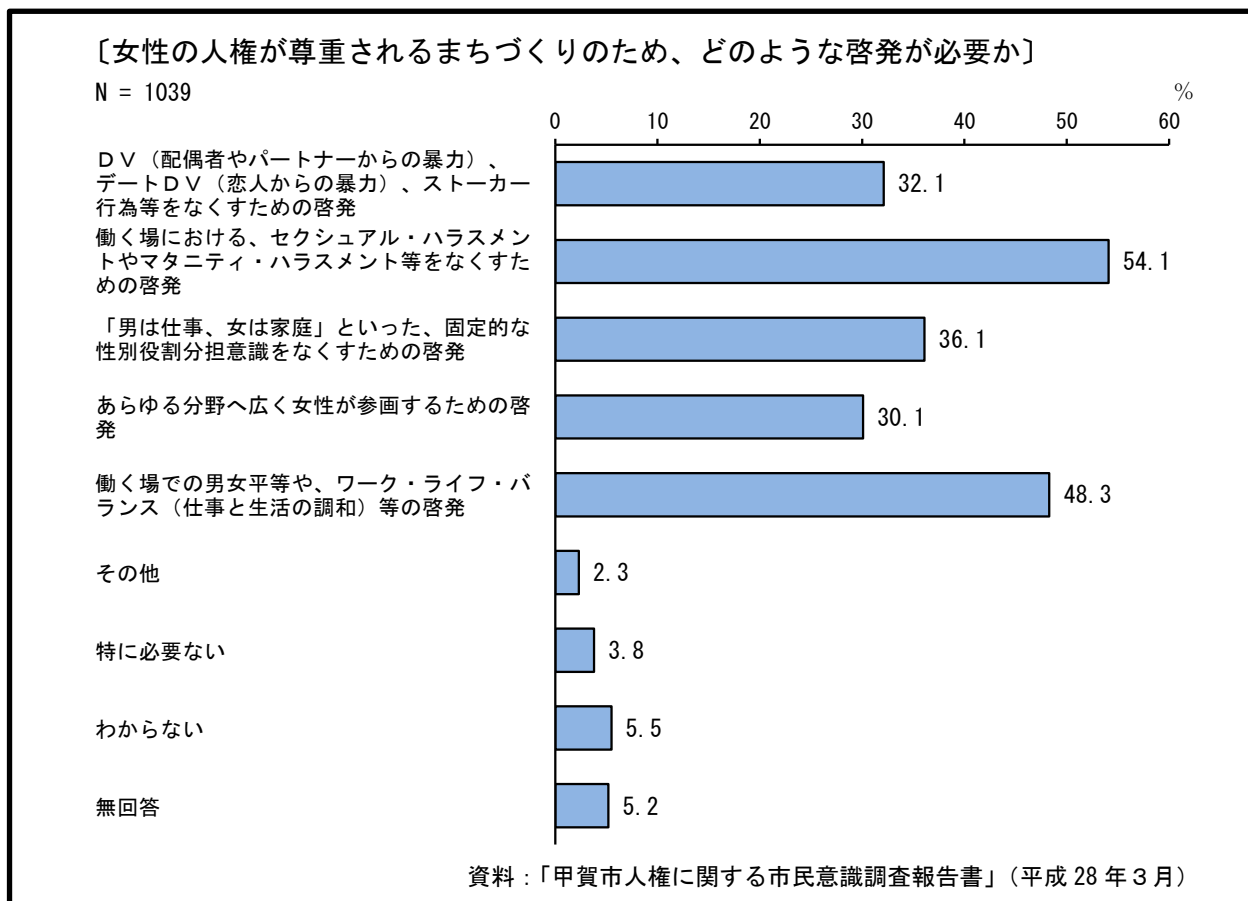


平成27年度(2015年度)に実施した「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民・事業所意識調査」では、政治や行政、地域、職場などに女性の声が反映されていないと答えた割合が、平成18年(2006年)調査と比べ高くなっており、特に女性で反映されていないと答えた人の割合が高くなっています。



²⁰ M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

また、女性の人権が尊重されるまちづくりのために必要な啓発として、「働く場における、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等をなくすための啓発」が最も高く、次いで「働く場での男女平等や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）²¹等の啓発」となっており、働く場での女性に対する人権侵害についての取組やワーク・ライフ・バランスの実現、固定的な性的役割分担意識の解消を求める声が高くなっています。



このようなことから、職場における各種ハラスメントの周知・啓発による問題の排除、家庭と仕事の両立のための就労環境の整備や家事・育児や介護などにおける男女が対等に参画できる社会整備を、家庭、職場、地域が連携し、推進することが求められています。

²¹ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

【主な課題】

- ・さまざまな場での男女格差を生む固定的な性別役割分担意識の解消が必要である。
- ・DV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど男女間における暴力への対応が必要である。
- ・女性を含めた多様な人材が活躍できる社会の実現が必要である。



子どもの人権

子どもの人権については、昭和22年(1947年)に「児童福祉法」、昭和26年(1951年)には「児童憲章」が制定されるとともに、平成6年(1994年)には国連の「児童の権利に関する条約」を批准しました。

近年の少子化、核家族化の進行やひとり親家庭の増加等の家族形態の多様化、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

これにあわせて、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、子どもの貧困、薬物乱用、深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の性的搾取、デートDV²²、連れ去り事件など、子どもの権利に関わる深刻な問題が顕著化しています。

本市における児童虐待件数は、平成26年度(2014年度)までは、年々増加していましたが、平成27年度(2015年度)は、新規相談件数は横ばい状態となっています。平成27年度の児童虐待の種別では、ネグレクト²³(育児放棄等)が139件で最も多く、次いで身体的虐待が129件、心理的虐待が122件となっており、身体的虐待が増加傾向にあります。

〔児童虐待相談件数の推移〕

単位：件

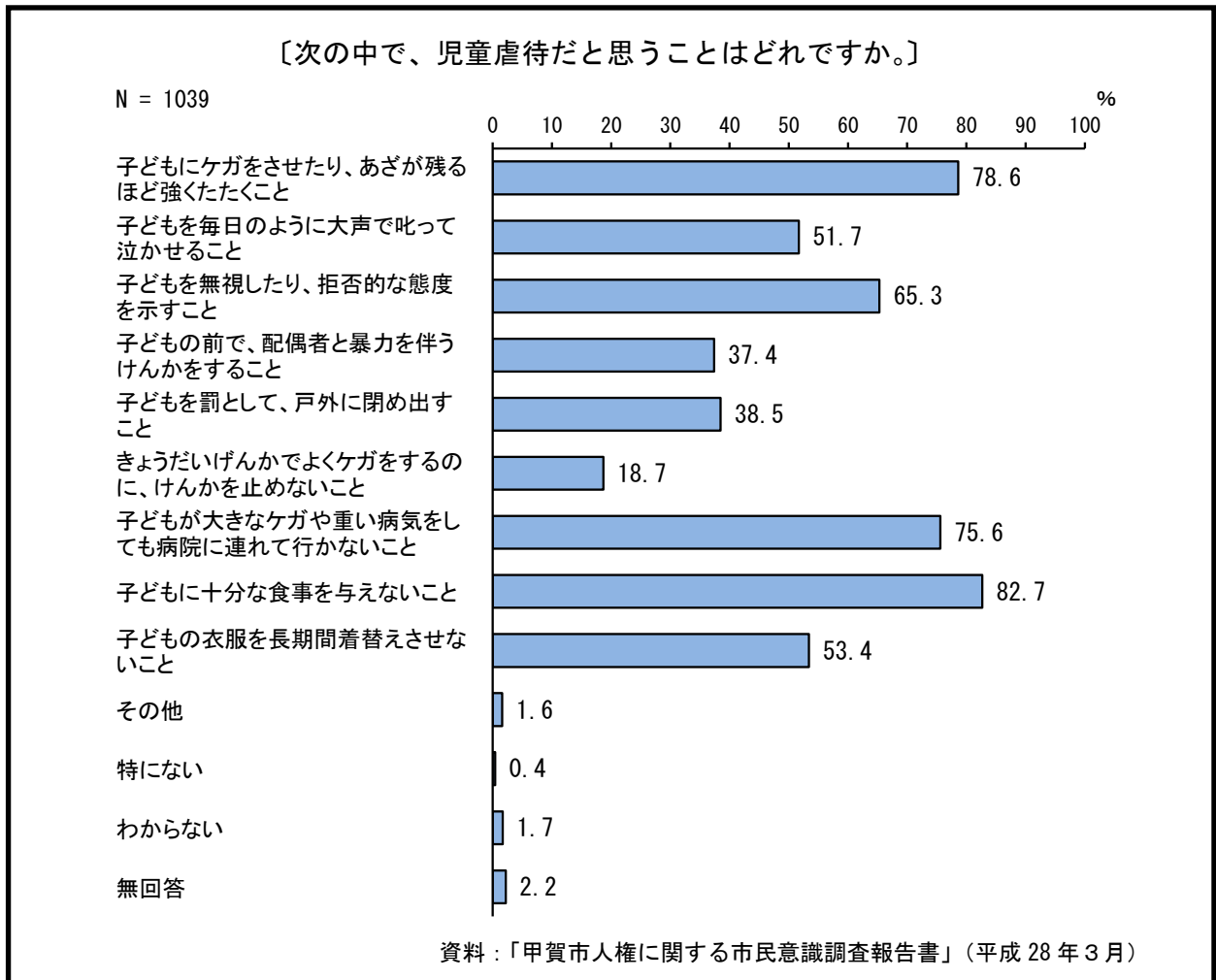
		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
新規・継続 の別	新規	61	117	58	182	181
	継続	73	104	249	283	220
虐待種別	身体的虐待	33	52	75	127	129
	ネグレクト	74	130	154	189	139
	心理的虐待	25	32	69	138	122
	性的虐待	2	7	9	11	11
合 計		134	221	307	465	401

資料：甲賀市家庭児童相談室

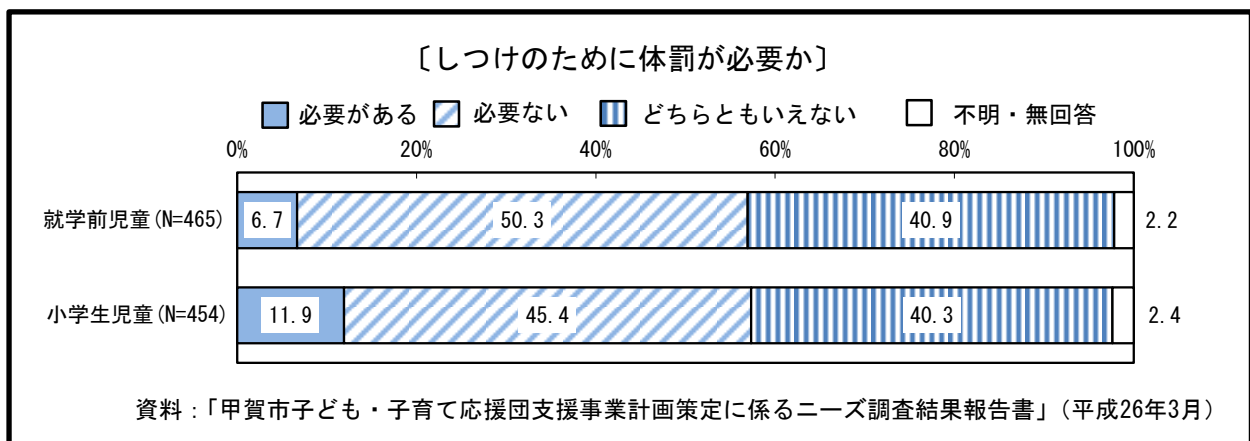
²² デートDV：交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するなどの社会的暴力、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的な暴力、経済的な暴力なども含まれる。

²³ ネグレクト：虐待の種別のひとつ。子どもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

児童虐待への認識として、殴る蹴るなどの身体的虐待や食事を与えないなどのネグレクトは高いものの、言葉による脅し、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなどの心理的虐待は低くなっています。



また、しつけのために体罰が必要かどうかという問には、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「必要ない」がそれぞれ最も高く、次いで、「どちらともいえない」となっています。



いじめについては、文部科学省が定めるいじめの定義の見直しや、平成25年(2013年)9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことに伴い、いじめの認知力が向上し、いじめ認知件数は、小学校、中学校とも増加傾向となっています。

〔いじめ認知件数の推移〕						
	単位：件					
	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
小学校	1	5	50	76	85	102
中学校	0	2	16	14	54	106

資料：甲賀市教育委員会事務局

意識調査では、子どもの人権問題に関心がある人の割合は子育て世代で高く、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合が55.0%となっています（P13参照）。

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、「しなやかで・心豊かに・たくましく」育つことを第一に願い、市民、企業・事業所、市民活動団体等と行政が協働・連携しながら地域全体で子ども・子育てを応援するまちづくりが必要です。

また、児童虐待やいじめ等の子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭、地域、学校等の連携により、早期発見、早期対応を図り、適切に対応することが求められています。

【主な課題】

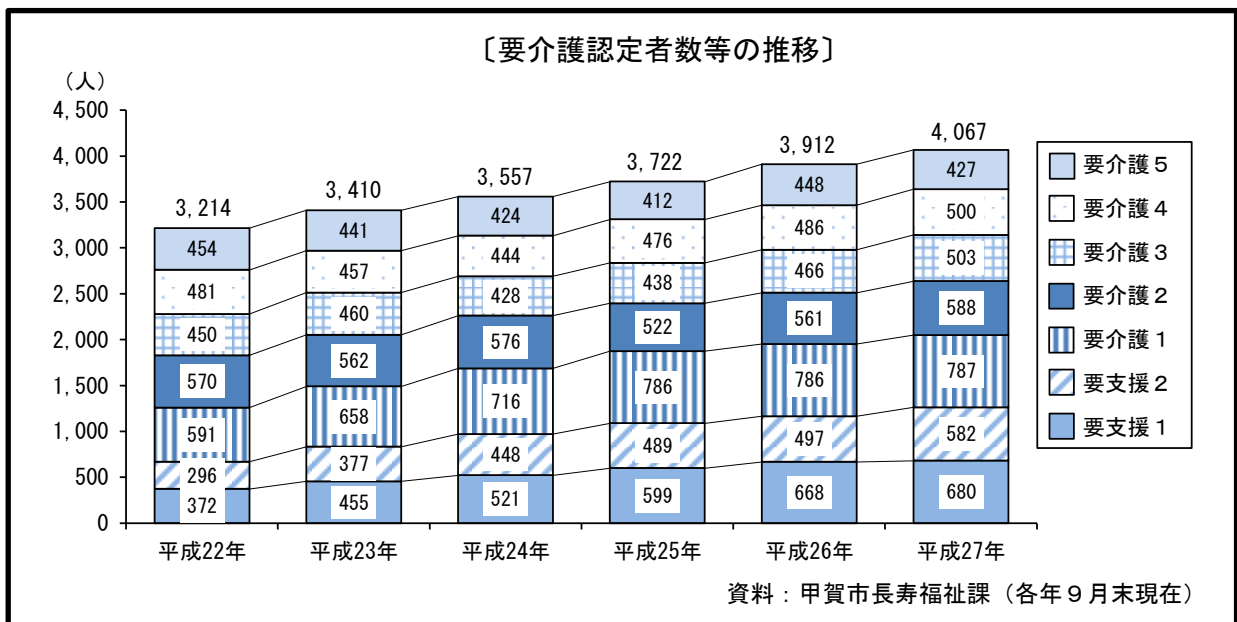
- ・児童虐待、いじめ、不登校、体罰、子どもの貧困、デートDVなど、子どもの権利に関わる問題の解消が必要である。
- ・子どもへの心理的虐待を含む児童虐待への認識を高める必要がある。
- ・子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭、地域、学校、企業・事業所等と行政の協働・連携による取組が必要である。



高齢者の人権

わが国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本市においても、平成28年(2016年)9月末日現在で、高齢化率は25.8%となっており、県平均より高くなっています。

要介護認定者等についても、高齢化の進行に伴い年々増加し、平成27年(2015年)で4,067人と平成22年(2010年)の3,214人と比べ1.26倍となっています。要介護度別では、要支援1・2の伸び率が大きくなっています。団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)には、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれており、これに向けて高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム²⁴」の構築が求められています。



国では、高齢化に対応するため「高齢社会対策基本法」・「介護保険法」・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）の一部改正」・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などの法整備が進められ、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいをもって暮らすことができる社会の実現に向けた施策を講じています。

本市では、平成27年(2015年)3月に「甲賀市第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、計画の基本理念である「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀」の実現をめざした取組を進めています。

²⁴ 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

近年、高齢者への身体的、心理的、性的、経済的虐待や高齢者の孤独死・孤立死、などが社会問題となっています。本市における、高齢者虐待相談・通報件数は、減少傾向にありますが、平成27年度(2015年度)では新規が43件、継続が7件であり、継続件数は前年度より増えています。

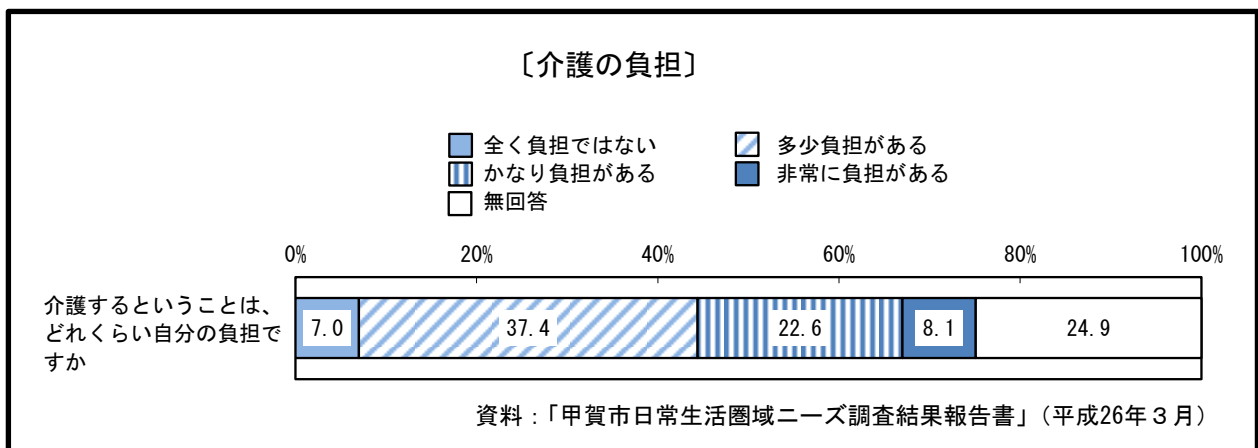
〔高齢者虐待相談・通報件数の推移〕

単位：件

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
新規	74	81	61	55	55	43
継続	7	0	4	2	0	7
合計	81	81	65	57	55	50

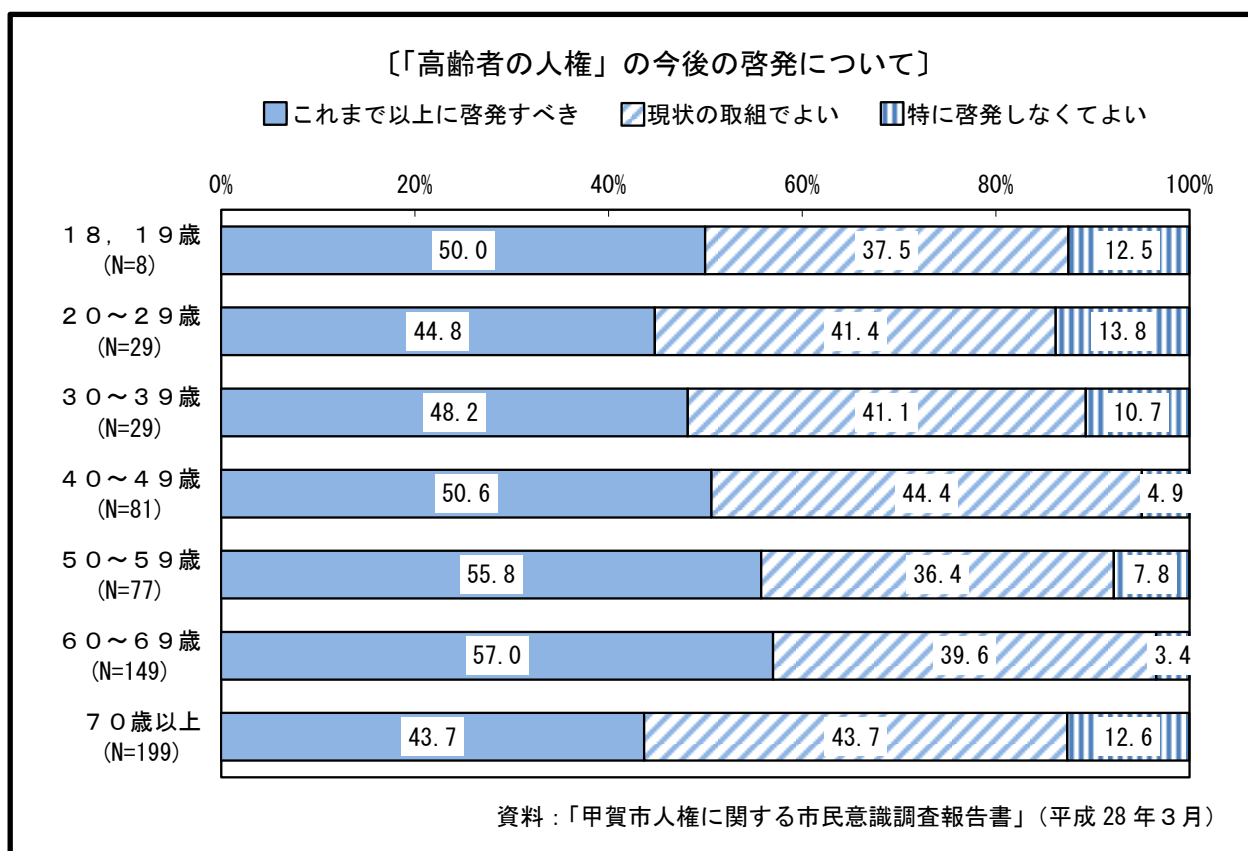
資料：甲賀市長寿福祉課

日常生活圏域²⁵ニーズ調査では、要介護認定者を介護している人への、介護をするということが、どれくらい自分の負担であるかの間に、68.1%が負担がある（「多少負担がある」と「かなり負担がある」、「非常に負担がある」をあわせた割合）と感じています。介護している人の離職も問題となっており、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、家庭・地域等と行政が連携し、高齢者のニーズにあったサービスを受けられるシステムの充実が必要です。



²⁵ 日常生活圏域：住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、身近なところでのサービス提供をめざして設定している圏域のこと。

意識調査では、高齢者の人権問題に関心がある人の割合は29.7%と高く（P12参照）、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は50歳代で55.8%、60歳代で57.0%と高くなっています。



高齢者が、能力や経験を生かし、社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍し、いつまでも安心して暮らすことができるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりや、介護が必要になっても個人として尊重され、自らの意思に基づき、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができる社会づくりが求められています。また、高齢者への虐待防止や権利擁護の利用支援を図ることが必要です。

【主な課題】

- ・ 地域全体で高齢者を支え、介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるシステムの充実が必要である。
- ・ 能力や経験を生かし、社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍できるよう、生きがいつくりや居場所づくりが必要である。
- ・ 高齢者への虐待や孤独死・孤立死などを防止する必要がある。



障がいのある人の人権

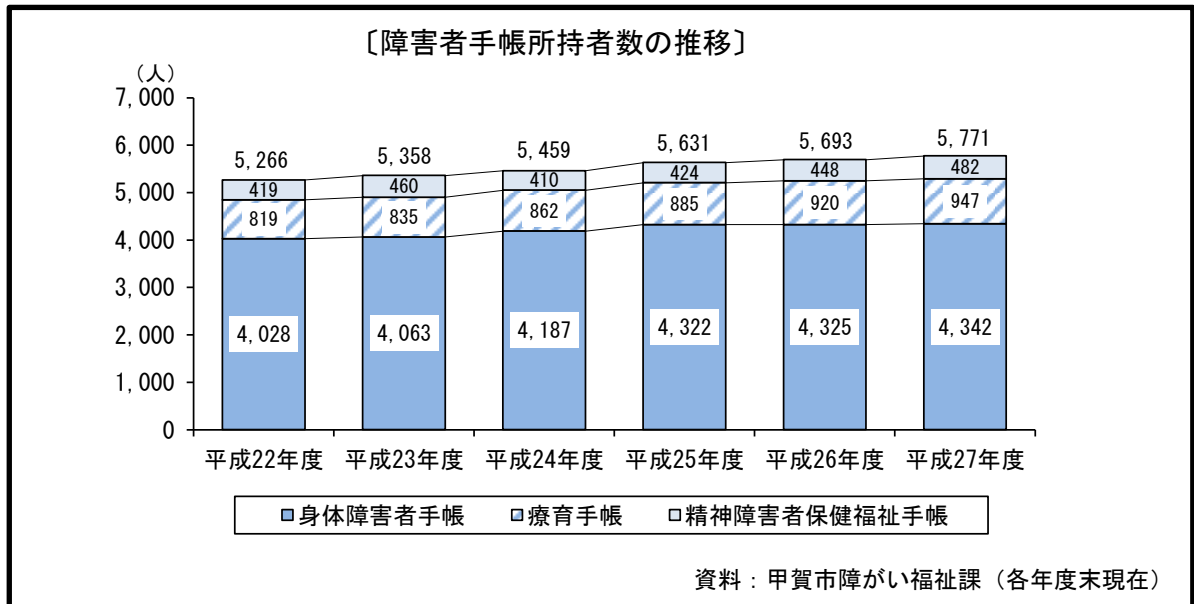
「障害者権利条約」では、障がいの有無に関わらず、誰もが社会的に孤立せず、社会の一員として社会参加できることが定められています。

国では、昭和45年(1970年)に「障害者基本法」、平成14年(2002年)に「身体障害者補助犬法」、平成24年(2012年)に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。さらに、平成16年(2004年)に「発達障害者支援法」、平成25年(2013年)に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立しました。

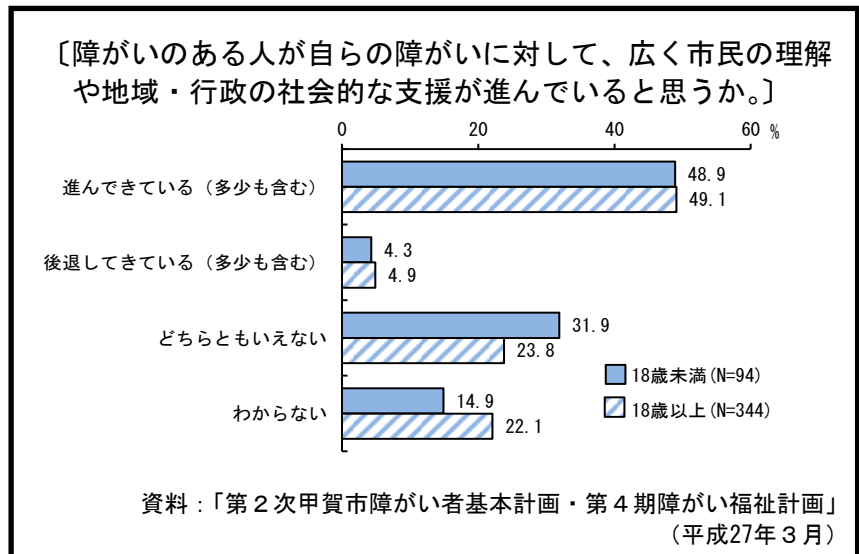
障がいのある人の人権については、「ノーマライゼーション(制度や建物の設備・構造を障がい者に配慮したものにする)」の理念のもと、障がい者施策を進めてきましたが、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮は十分ではありません。その結果として、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念が十分に実現されていない状態にあります。

本市では、平成27年(2015年)3月に「甲賀市第2次障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画」を策定し、「みんなで向きあい、支えあう 安心・交流・生きがいのある福祉のまち 甲賀」の理念をめざし、障がいのある人と障がいのない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって参加、活動することができるまちづくりを推進しています。

障害者手帳の所持者数は、年々増加しており、平成27年度(2015年度)で5,771人となっています。その中でも身体障害者手帳が4,342人と最も多く、療育手帳²⁶は947人、精神障害者保健福祉手帳²⁷が482人であり、いずれも増加傾向にあります。



第2次甲賀市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の策定に係る調査では、障がいのある人が自らの障がいに対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいると思うかの間に、「進んでいる（多少も含む）」が18歳未満、18歳以上とも約半数を占めています。

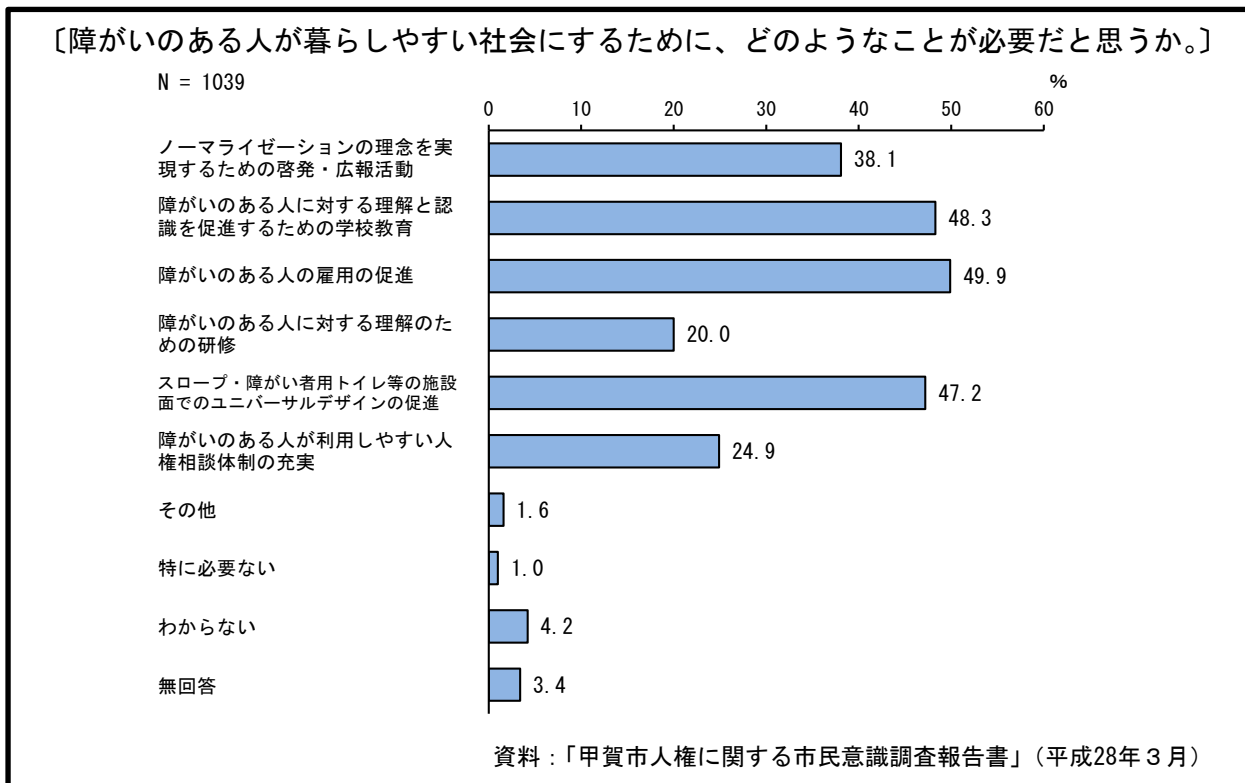


また、意識調査では、障がいのある人の人権問題に関心がある人の割合が他の人権問題に比べ最も高く32.3%となっています。また、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は63.0%と高くなっています（P12.13参照）。

²⁶ 療育手帳：知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳のこと。知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としている。この手帳を取得することによって、障がいの支援区分（最重度・重度（A）、中軽度（B））に応じた福祉サービスを利用できるようになる。

²⁷ 精神障害者保健福祉手帳：平成7年に改正された精神保健及び精神障害福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳のこと。障がいの内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉サービスが受けられる。

障がいのある人が暮らしやすい社会にするために必要なこととして、「障がいのある人の雇用の促進」が最も高く、次いで「障がいのある人に対する理解と認識を促進するための学校教育」となっており、障がいのある人の雇用促進や、障がいのある人への理解、暮らしやすい環境づくりが求められています。



障がいのある人と障がいのない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって参加、活動することができるよう、一人ひとりに合わせたサービスが途切れないよう支援を進めるとともに、地域、学校、職場等においては、何らかの支援が必要な障がいのある人が身近にいれば、常に見守り、支援し、お互い支えあえる環境づくりが必要です。障がいのある人が、安心して健康で生活や交流ができ、個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。また、障がいのある人への虐待防止や権利の擁護を図ることが求められています。

【主な課題】

- ・ 障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、障がいへの理解を深めることが必要である。
- ・ 障がいのある人一人ひとりに合わせたサービス等が、ライフステージの変わり目で途切れない仕組みが必要である。
- ・ 障がいのある人が安心して健康で生活や交流ができ、個性や能力を発揮できる環境の整備が必要である。
- ・ 障がいのある人への虐待防止、権利擁護を図る必要がある。



同和問題

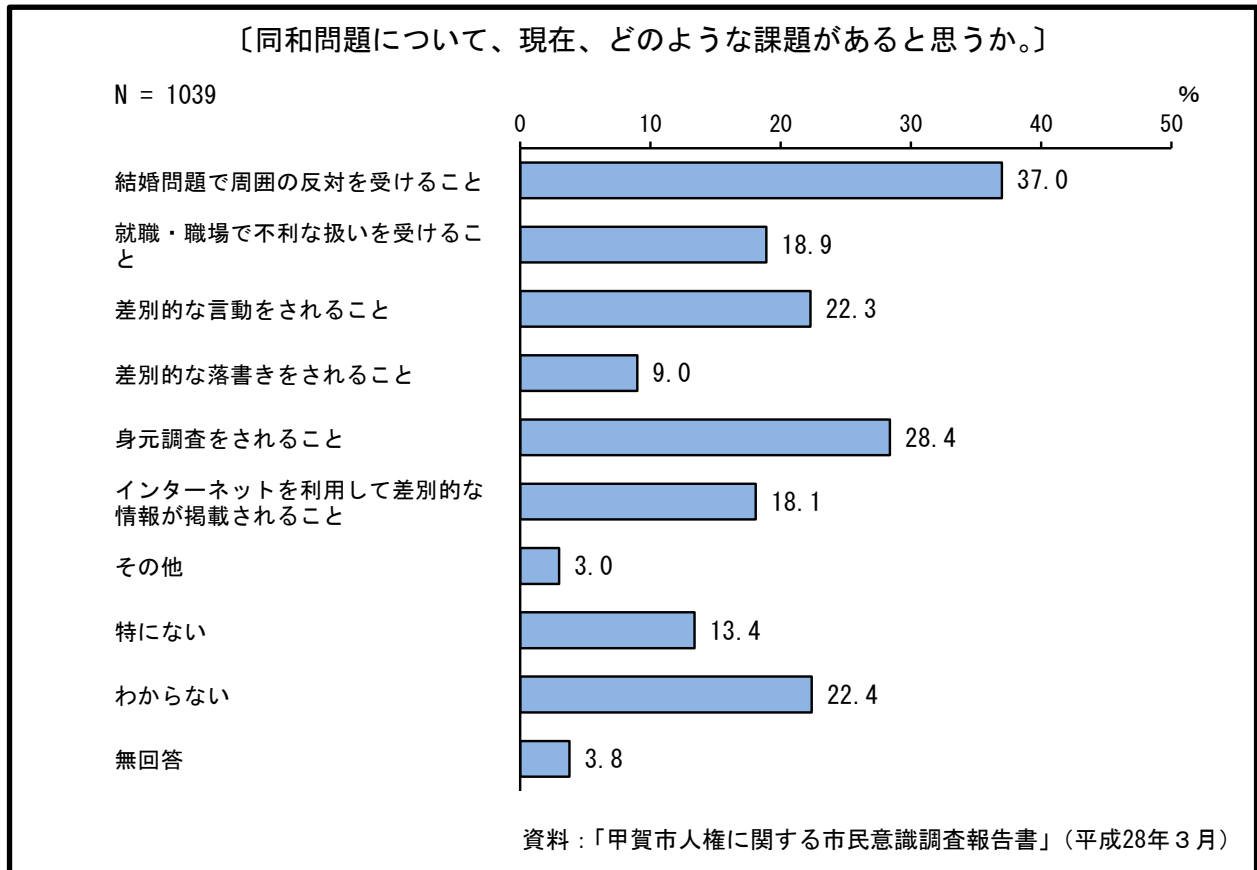
昭和40年(1965年)の国の同和対策審議会答申で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との基本的認識により、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」として位置づけられました。この答申を受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策として、生活環境の改善、産業の振興、雇用の促進と職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進などに関する事業が総合的に推進されてきました。

本市では、同和問題の解決を図るため、特別措置法の失効後においても地域の実状を踏まえて各事業を実施してきました。その結果、生活環境の面で、他の地域との格差は大きく改善されました。また、平成20年(2008年)5月に策定した、「甲賀市同和対策基本計画」に基づき、自立と自己実現を達成するため、地域福祉、保健・医療、住宅・まちづくり、就労、教育の分野での取組を推進し、これまでの特別施策から、一般施策への移行を進めてきました。その中でも、課題のある就労や生活及び結婚・就職・不動産等における差別に対しては、引き続き、相談体制を確保するとともに、自立に向けた支援や教育・啓発を行う必要があります。

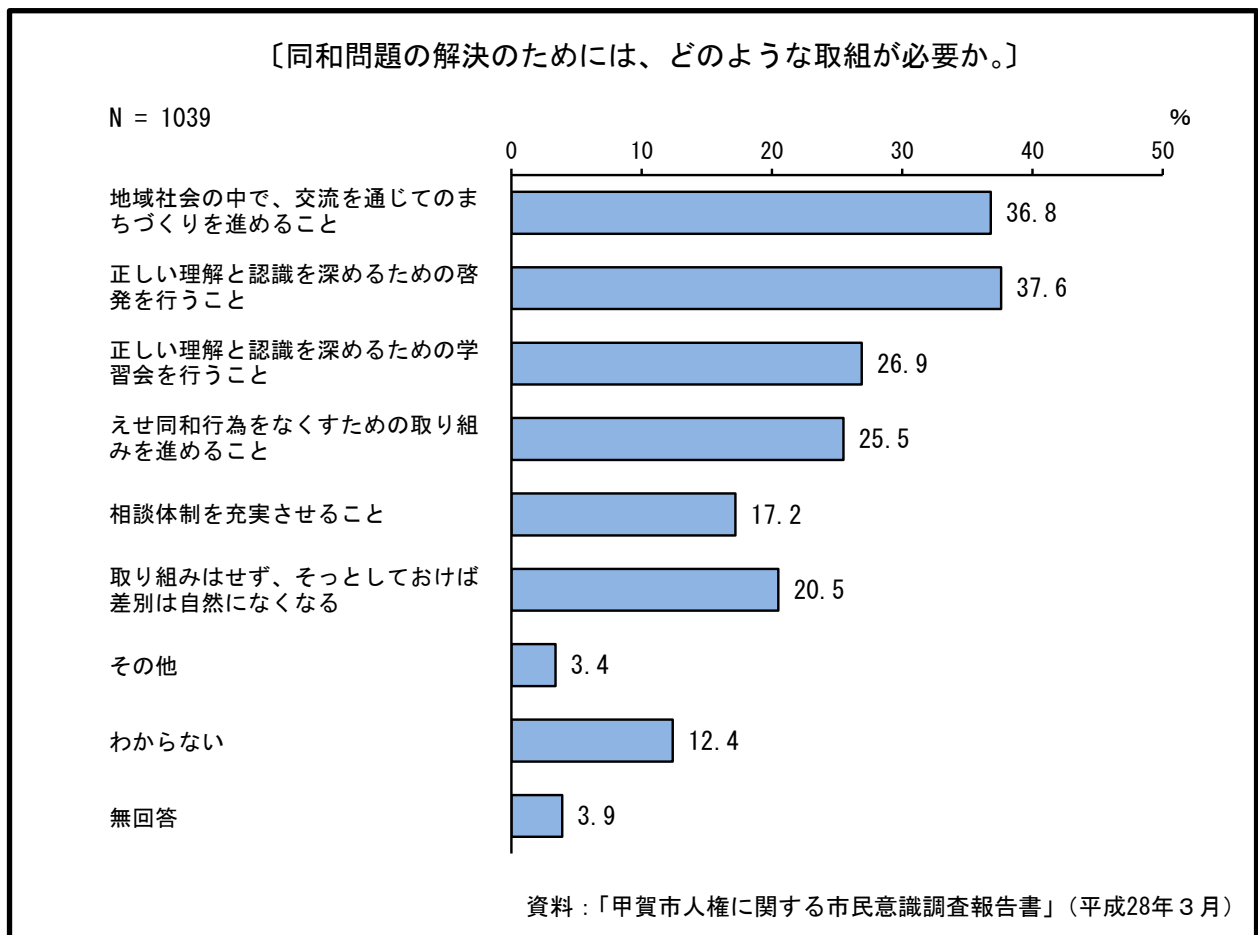
また、引き続き地域総合センターでは、住民交流や子どもの学習支援、人権尊重のまちづくりの拠点としての役割を果たすことが必要となっています。

同和問題については、教育・啓発や各種人権に係る市民活動団体のさまざまな取組により、多くの市民に一定の理解を得られるようになりましたが、意識調査では、現在、どのような課題があると思うかの間に、「結婚問題で周囲の反対を受けること」「身元調査をされること」の順になっており、いまだに心理的差別が解消されていないことがうかがえます。

また、インターネット等により、特定の地域の名称や所在地の情報を流布する事例や、同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」も発生しています。



意識調査では、これら心理的差別の解消を含む、同和問題の解決のためにどのような取組が必要かの間に、「正しい理解と認識を深めるための啓発を行うこと」「地域社会の中で、交流を通じてのまちづくりを進めること」「正しい理解と認識を深めるための学習会を行うこと」が多くなっています。



同和問題の早期解決をめざして、正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消することが必要であることから、今後も、人権尊重のまちづくりへの実践につながるよう、教育・啓発を充実することが求められています。

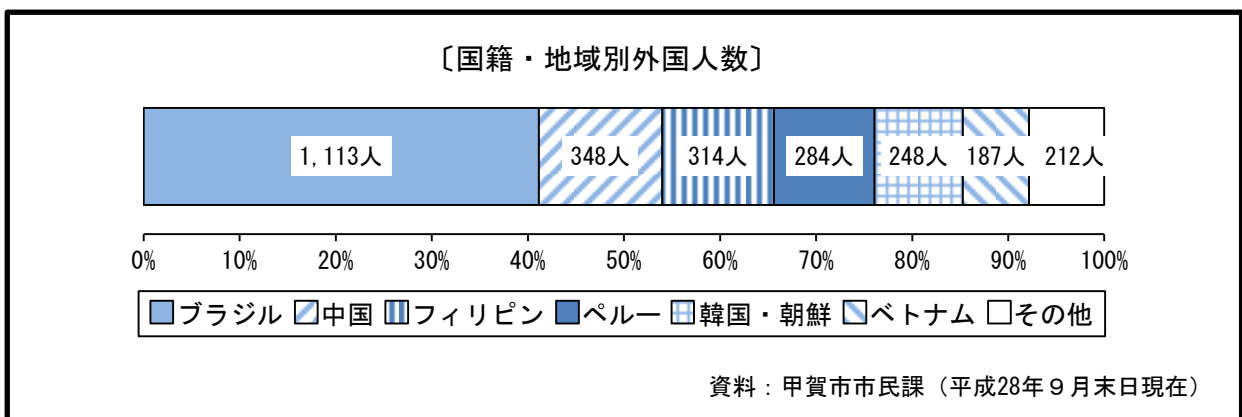
【主な課題】

- ・ 同和問題についての偏見や差別意識の解消に向けた正しい知識と理解を深めることが必要である。
- ・ 結婚や就職等における差別の解消に取り組む必要がある。
- ・ 同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」に毅然として対応する必要がある。



外国人の人権

平成27年(2015年)末現在における日本の在留外国人数は、223万2,189人で、平成20年(2008年)のリーマンショック²⁸で一時減少したものの平成24年(2012年)以降は、年々増加しています。本市では、平成2年(1990年)頃から外国人の転入者が急増し、ピーク時には全人口に占める外国人の割合が3%を超え、全国的にも高い水準に達しました。平成28年(2016年)9月末日現在において、2,706人の外国人が生活しており、国籍・地域別にみるとブラジルが41.1%で半数近くを占め、中国12.9%、フィリピン11.6%の順となっています。ブラジルをはじめ南米から多くの日系人とその家族が居住し、当初は短期滞在者が多くみられましたが、近年では定住化が進んでいます。



日本国憲法で規定する基本的人権の保障は、日本国民のみを対象と解釈されているものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

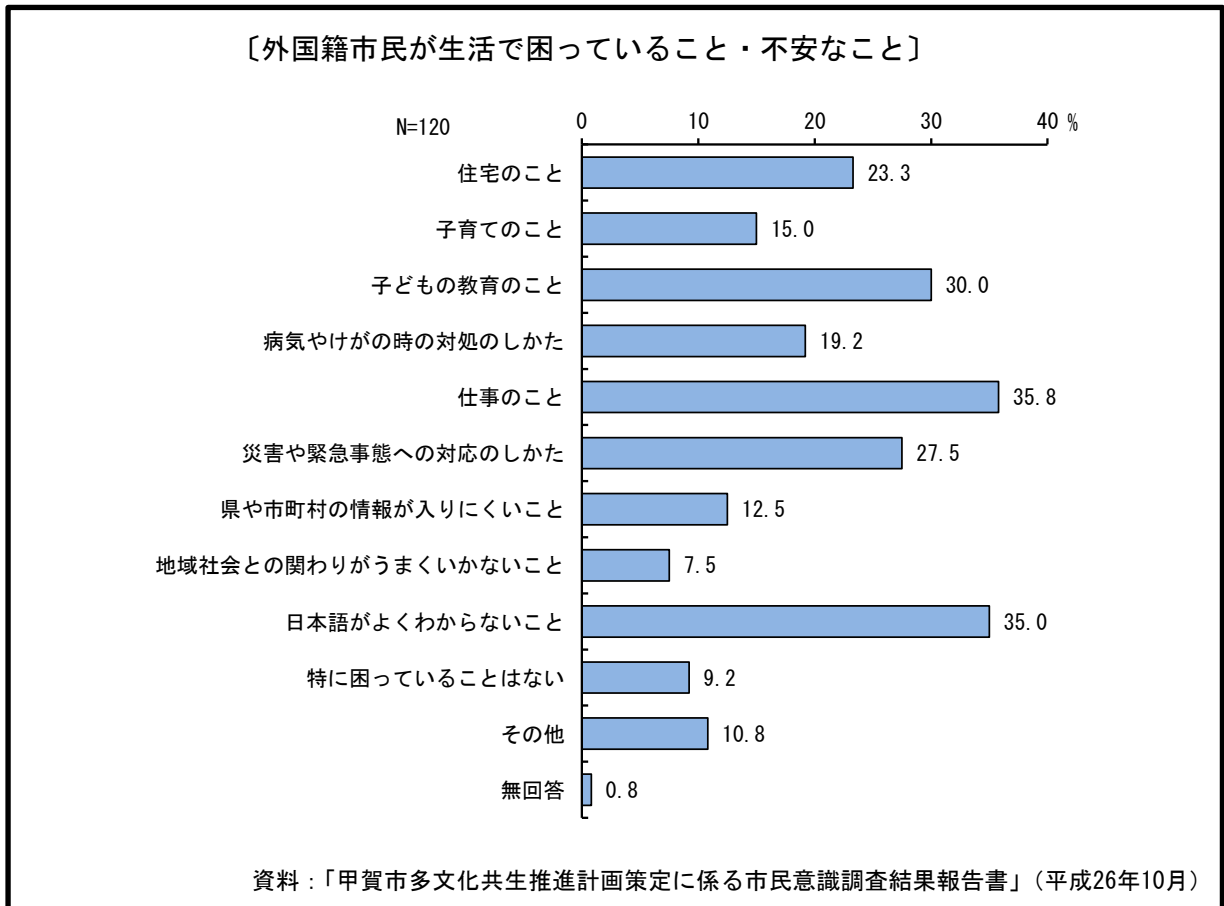
しかし、言語、文化、習慣、価値観の相互理解が不十分であることなどに起因して、外国人に対する偏見や人権問題が生じています。

また、近年においては、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ²⁹が社会的に大きな問題となっています。

²⁸ リーマンショック：アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象のこと。

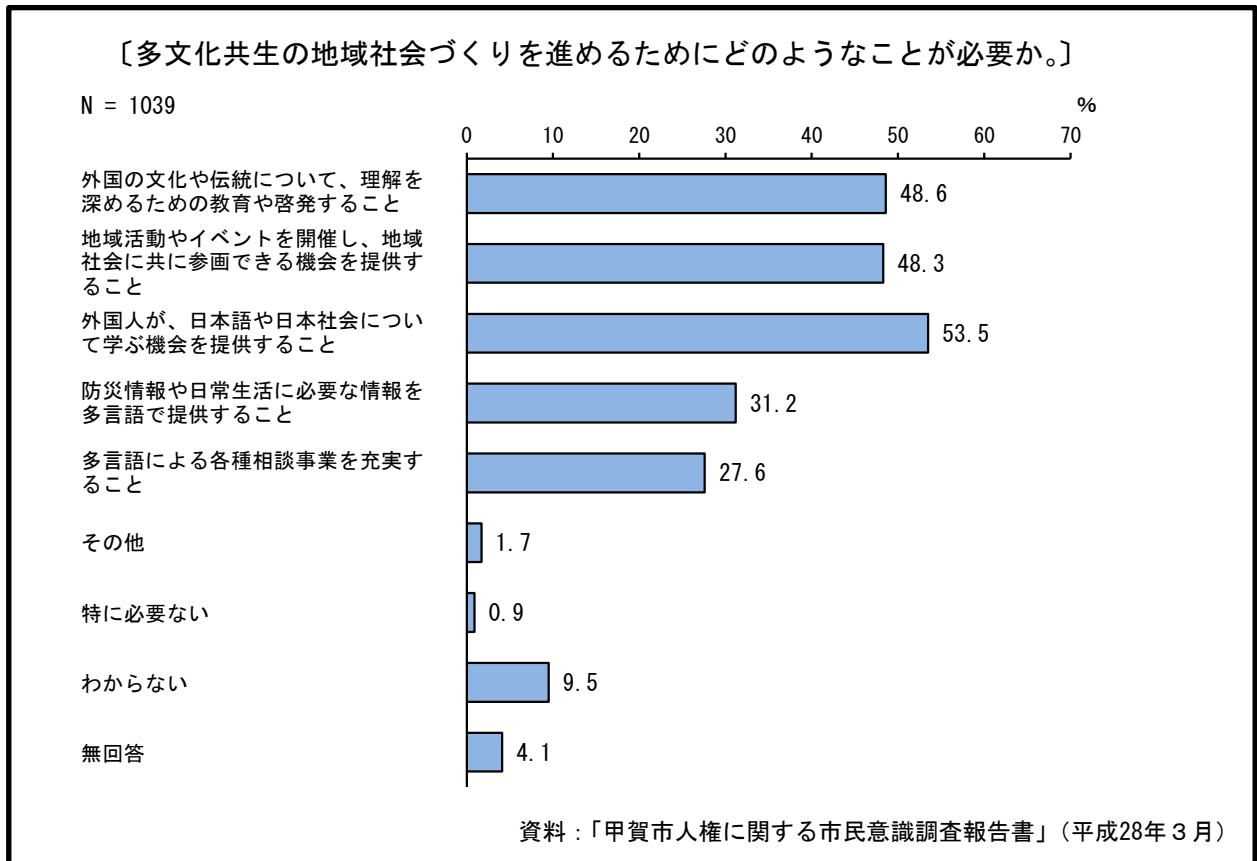
²⁹ ヘイトスピーチ：人種、出身国、思想、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

「甲賀市多文化共生推進計画策定に係る市民意識調査」では、外国人は、普段の生活で「仕事のこと」や「日本語がよくわからないこと」に困ったり、不安に感じており、就労、住宅の入居、医療等、言葉の違いにより本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、生活習慣の違いから起こる近隣住民とのトラブルも見受けられます。さらに、子どもの学力や進路保障も問題となっています。



意識調査では、外国人の人権に関心がある人の割合が8.9%と他の人権問題と比べ低くなっており、啓発については、現状の取組でよいと答えた人の割合が53.8%となっています（P12.13参照）。

外国人と日本人がお互いに理解を深め、多文化共生の地域づくりを進めるために必要なこととして、「外国人が、日本語や日本社会について学ぶ機会を提供すること」の割合が53.5%と最も高く、次いで「外国の文化や伝統について、理解を深めるための教育や啓発すること」の割合が48.6%、「地域活動やイベントを開催し、地域社会に共に参画できる機会を提供すること」の割合が48.3%となっています。



外国人が地域で安心して生活ができる環境整備を進めるとともに、日本人も外国人も互いにコミュニケーションを深め合いながら、理解し合い、支え合える関係を築き、共に活躍できる地域づくりが求められています。

【主な課題】

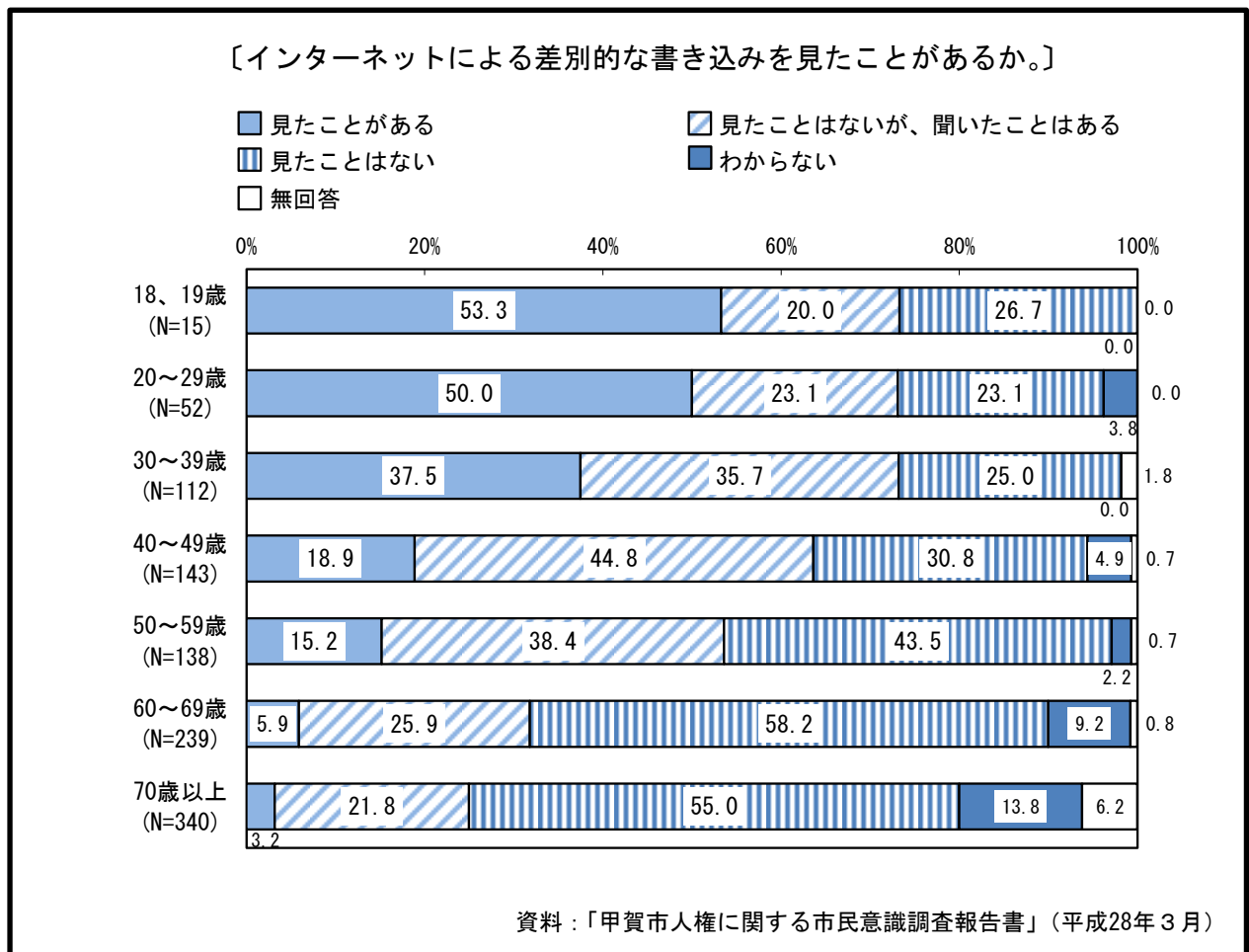
- ・ 外国人が地域で安心して生活ができる環境の整備が必要である。
- ・ 日本人と外国人が、お互いに理解し支え合える関係を築く必要がある。
- ・ 子どもの学力や進路を保障する必要がある。



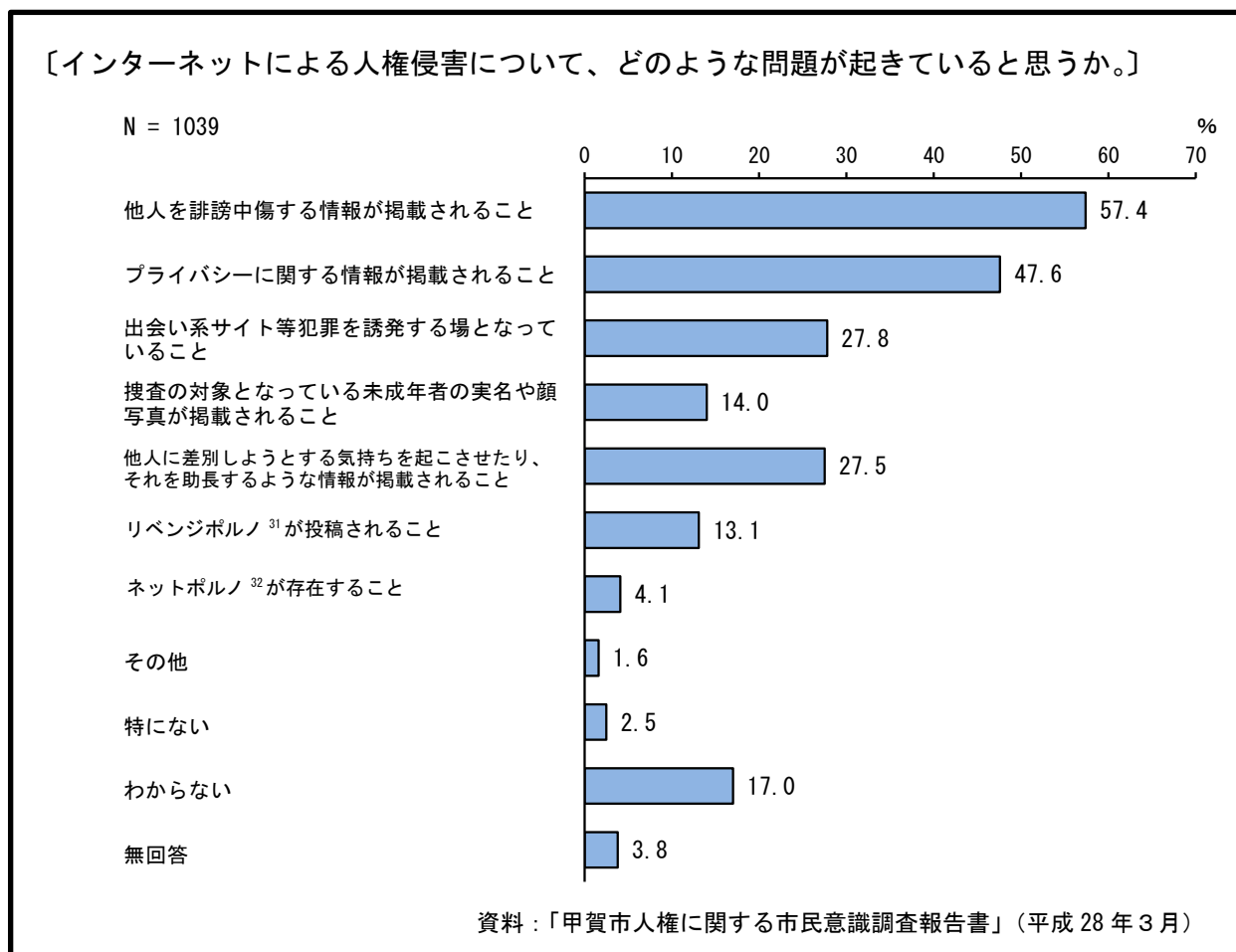
インターネットによる人権侵害

高度情報化社会の急速な進展に伴い、だれもが手軽に情報の収集・発信ができるスマートフォンなどが普及し、インターネットの利用者数が近年、急速に増加しています。インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まった一方で、相手が見えない状況での人権侵害が発生しています。

意識調査では、インターネットによる差別的な書き込みを見たことがある人について、年齢層が高くなるほど、「見たことはない」の割合が高く、若い世代では半数が「見たことがある」と答えています。



インターネットによる人権侵害について、問題が起きていると思うこととして、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」の割合が57.4%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が47.6%、「出会い系サイト³⁰等犯罪を誘発する場となっていること」が27.8%となっています。インターネットによる人権侵害に関心がある人の割合は23.4%となっており、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は77.9%と高くなっています（P12.13参照）。

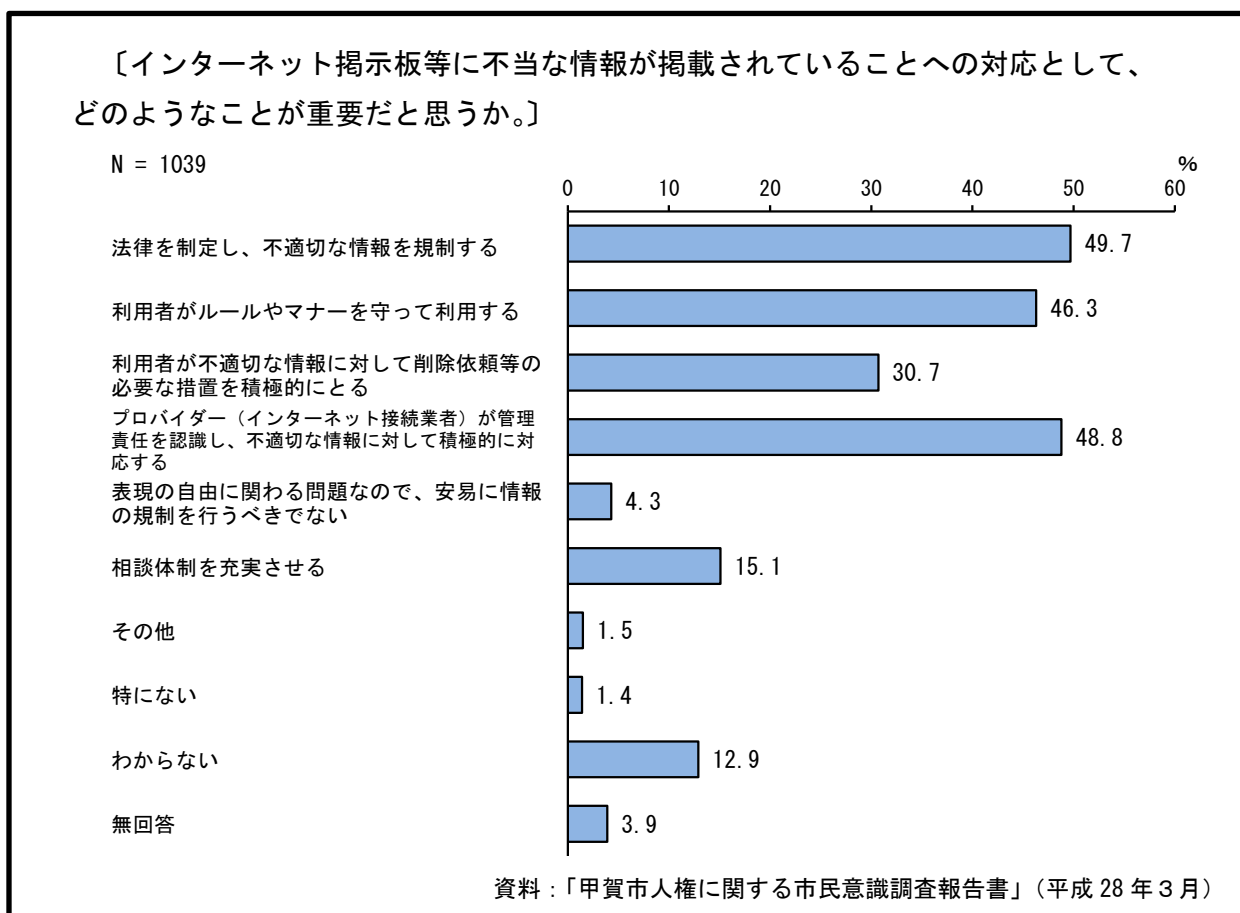


³⁰ 出会い系サイト：面識のない異性との交際を希望する者の求めに応じて、情報をインターネット上の掲示板に掲載するサービスを提供するウェブサイトのこと。

³¹ リベンジポルノ：別れた配偶者や恋人に対する嫌がらせ行為の一種。親密であったときに撮影したり、もらったりして所持していた相手の下着姿や裸などのプライベートな写真や動画をインターネット上に公開することや、公開されたデータそのものをさす。報復や仕返しを意味するリベンジと、ポルノグラフィーを組み合わせた造語のこと。

³² ネットポルノ：インターネットのホームページ上でポルノビデオや写真などを公開したり販売したりすること。

インターネット掲示板等に不当な情報が掲載されていることへの対応として、「法律を制定し、不適切な情報を規制する」の割合が49.7%と最も高く、次いで「プロバイダー（インターネット接続業者）が管理責任を認識し、不適切な情報に対して積極的に対応する」の割合が48.8%、「利用者がルールやマナーを守って利用する」の割合が46.3%となっており、インターネットの規制や利用者マナーの向上を求める割合が高くなっています。



このようなことから、個人情報保護の体制強化や、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が必要です。

また、インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対する相談窓口の周知も必要となっています。

【主な課題】

- ・ 個人情報の保護やインターネット上での人権侵害に対する意識を高める必要がある。
- ・ インターネット上での人権侵害、プライバシーに関する問題についての相談窓口の周知が必要である。

その他さまざまな人権問題

① 性的マイノリティ

性同一性障がいのある人や性的指向にかかる同性愛者・両性愛者等の性的マイノリティ³³の人々に対する偏見や差別があります。

性同一性障がいのある人は、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しないために、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の中での無理解や偏見により、強い精神的な負担を受けています。

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指します。同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるがために、偏見や差別が起きています。

性的マイノリティの人々に対する知識や理解がまだまだ低い中、正しい認識を深め、生活におけるさまざまな面で、多様な性のあり方を受け入れる社会の実現に向けた啓発活動が必要となります。

② 犯罪被害者とその家族

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が、大きな高まりを見せています。

犯罪被害者やその家族が負う被害には、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の人々のうわさ話やマスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活への侵害によるストレスといった二次被害もあり、その深刻さが問題となっています。

国では、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための施策を実施していますが、各種の支援体制は十分とはいえず、今後も行政・司法・民間団体等が連携を図り、犯罪被害者やその家族の支援に取り組む必要があります。

³³ マイノリティ：社会の権力関係において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団のこと。

③ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の人々には根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難になるなど、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、地域、企業・事業所など周囲の人々の理解と協力が必要となります。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰につなげるための取組や啓発を積極的に推進する必要があります。

④ HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみにより、HIV感染者やハンセン病患者などの感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や元患者、家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、エイズウイルス(HIV)によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識をもつことにより予防できる病気です。青少年をHIV感染症から守るためにも性教育を含めた正しい知識の啓発が必要です。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。ハンセン病は治る病気となり、「らい予防法」は廃止されましたが、いまだに療養所入所者や家族への差別や偏見が根強く残っており、これが入所者の社会復帰を妨げる要因となっていることは否定できません。

こうしたHIV感染者やエイズ患者、ハンセン病患者に対する誤解と差別の解消は、いまだ十分とは言えず、正しい知識を広く普及するための啓発が必要です。

⑤ その他

その他の人権問題としては、アイヌの人々の人権、北朝鮮当局による拉致された被害者等の人権、ホームレスの人の人権、人身取引のほか、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災に起因する風評被害³⁴、避難先での差別的な扱いなどが生じています。

従来から認識されていた人権問題だけでなく、常に社会の動向を把握し、新たな人権問題が生じていないか見極め、正しく理解し、迅速かつ適切に対応できる社会を実現することが求められています。そのためには、関係機関や市民活動団体等との情報交換、連携・協力体制の強化を図ることが必要となります。

また、「ひきこもり」のように、これまでの人権の枠組みだけでは対応の難しい社会問題も発生していることから、対応を検討する必要があります。

【主な課題】

- ・さまざまな人権問題があることの周知が必要である。
- ・新たな人権課題に対する、正しい理解の啓発や、迅速かつ適切に対応できる体制が必要である。

³⁴ 風評被害：風評（世間であれこれ取りざたされること。うわさ）によって、経済的な被害を受けること。

第4章 人権施策の展開方向

1. 基本理念

私たちは、人と人とのつながりの中で生きています。家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、私を「わたし」として認め、あなたを「あなた」として認める、一人ひとりの命が輝き、幸せと「あふれる愛」がつながるまちをつくれます。

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

私たちがめざすまちの姿

- 一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくれます。
- 自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくれます。
- お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくれます。
- 人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくれます。

2. 計画の視点

人権意識の高揚や人権問題が起こらない環境づくりと人権に関わる問題事象への取組を、次の視点で総合的に推進することで、人権に関する課題の達成に取り組む計画とします。

(1) 普遍的な視点と個別的な視点の2つのアプローチで取り組む計画

個人の尊厳や法の下での平等といった人権についての「普遍的な視点」と、さまざまな人権課題に即した「個別的な視点」の2つの視点があいまったアプローチで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

(2) みんなで学び取り組む計画

市民、企業・事業所、市民活動団体及び行政が、それぞれの立場で、主体的な学びをとおして人権尊重に対する理解を深めることで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

(3) 身近なつながりの中で取り組む計画

自らの学びや学習会・研修会で学んだことを、家庭、地域及び職場など、身近なつながりの中で実践することで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

(4) 人権教育・啓発、相談・救済及び自立支援に関する施策に取り組む計画

人権教育・啓発の推進、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援等、人権に関する施策の充実に総合的に取り組む計画とします。

3. 各主体の役割と連携・協働

(1) 市民・地域・市民活動団体

市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権侵害や人権侵害を助長する行為をしないために、人権学習の場に積極的に参加し、人権を自分のこととします。

地域では、区・自治会、自治振興会において人権に関する学びの場をつくとともに、市民の身近なつながりや支え合いを大切にします。

市民活動団体は、人権を尊重した視点で活動します。また、人権に関する学びを深め、人権尊重のまちづくりに参画します。

(2) 企業・事業所

企業・事業所は、その事業活動が社会や地域へ大きく影響することから、男女間の賃金・配置・昇進の格差、さらにはパワーハラスメント³⁵等をなくすとともに、女性や障がいのある人等が能力を十分に発揮するための職場づくり等、人権に十分配慮した取組を行います。

職場内においては、人権が尊重された職場環境をつくるため、従業員等に対して人権研修を行います。

また、福祉や医療等の人権に関わりの深い事業所は、その職業に従事する者に対し、重点的に人権研修を行い、常に人権意識の高揚に努めます。

(3) 行政

本市は、あらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりを達成するため、人権教育・啓発により市民の人権擁護と人権意識の高揚に努め、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援等に併せ、地域、市民活動団体や企業・事業所の取組を支援するなど、総合的に施策を推進することを責務としています。

職員は、市のすべての業務が、人権に深く関わっていることを認識し、行政サービスを提供します。

(4) 連携・協働

人権尊重のまちづくりを実現するため、行政と市民、地域、市民活動団体、企業・事業所等の連携・協働により、きめ細やかな人権教育、啓発活動の充実に努めます。

³⁵ パワーハラスメント：職務上の立場や権限を背景にしたいじめや嫌がらせ行為こと。略してパワハラと言う。

4. 具体的な取組

〔1〕人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権が尊重された明るい未来を実現するために、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場での、人権に関する教育・啓発を実施します。
- 日常生活の中であたり前に人権が守られる地域社会を実現するために、子どもから大人までのすべての市民が、生命の尊さ・大切さや、自分を大切にするとともに、それと同じように、他の人びとも大切な存在であることを理解し、人権尊重のまちづくりの主体としての実践力を高めます。
- 一人ひとりの市民の主体的な地域づくりへの参画を促進するため、日常の課題を市民自らが発見し、解決する力を養い、人権尊重という普遍的な考え方に基づいて、新たな人権課題に取り組むことができるよう、自発的な学習のための環境づくりを充実します。

(2) 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）をいい、人権に関する知識や人権感覚の意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることをめざすものです。

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる地域社会をつくるため、市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さを正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重される活動を実践していくことが必要です。

人権教育を推進するにあたり、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての普遍的な教育と、個別的課題についての教育を互いに関連させることで、人権尊重の精神の涵養に取り組みます。

① 家庭

家庭は、子どもが最初に経験する社会として、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。

平成18年(2006年)に改正された教育基本法では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」として、家庭教育の充実に向けた地方公共団体の役割を定めています。

子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、命や人権を大切にす豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援に努めます。家庭の中で一人ひとりを認め尊重する豊かな心が育まれるよう、

学習機会や学習情報を提供する等教育の充実を図ります。

また、子どもが誤った認識や偏見を持つことは、周りの大人の影響も大きいことから、大人自身が人権感覚を高め、人権の正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に活かしていくことができるよう、内容や方法の工夫を図ります。

子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育の支援については、保護者だけでなく、広く地域全体で取り組む体制づくりを進めます。

② 就学前

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期です。保育者が、一人ひとりの子どもをあたたく受け入れ、毎日の繰り返しの中で心地よさや満足を感じることで、基本的な生活習慣を形成するとともに、子どもの安心感や自尊感情を高めます。

また、自然や動植物とふれあう体験を通して、いたわりの気持ちをもち、生命の尊さに気づけるようにするとともに、さまざまな遊びの中で、好奇心、探究心等を高め、豊かなところを育みます。

子どもは、遊びや生活を通して、友達と一緒に過ごす心地よさを味わうと同時に、自分の思い通りにならない葛藤を経験し、社会規範や集団生活のルールを学ぶなど、人とかかわる中で人権感覚の芽生えの育成を図ります。

保護者との日常的な連携に努め、豊かな親子関係を形成していくため、子育てにかかわるさまざまな情報を発信し、保護者からの相談への対応を充実するなど、子育て支援を推進します。また、小学校、地域・関係機関等との積極的な連携と協力を図りながら、子どもの育ちを見守ります。

③ 学校

学校教育においては、子どもたちの成長段階に応じた教育活動を通じて、子ども一人ひとりの自尊感情を育むことで人権尊重の意識を高める等、お互いを大事にする教育を推進することが重要です。学校生活のあらゆる場を通して相互に尊重しあえる人間関係づくりや、人権に関する知識を深め豊かな感性を育み、問題解決能力などの生きる力を育てます。併せて、学校教育における人権教育の指導改善、充実に積極的に取り組みます。

いじめについては、子どもたちの状況把握やサインを見逃さないための取組を行います。子どもが安心して相談できる環境の確保に努め、子ども自身がいじめは許されない行為なのだという認識を持つための取組を行います。

④ 地域

地域においては、差別や偏見のない人権尊重の精神に貫かれた、明るく住みよいまちづくりを推進します。

市民一人ひとりが、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題と

して受け止め、人権尊重の精神を日常の生活で実践していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

また、地域での交流を促進するとともに、地域で多種多様な学習機会や情報の提供などの学習環境づくりを行い、より多くの市民に学習の場を提供します。

(3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、具体的な態度や行動につながる人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな機会をとらえ、効果的な方法を検討しながら人権啓発を推進します。

① 市民に対する人権啓発

人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供や効果的な手法を採用した啓発活動を推進します。

人権に関わる法令などの基本的な知識の習得や、それぞれの分野の人権課題について認識を深めること、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを周知・啓発します。

国や県等の関係機関及び他市町、他団体との連携や市民活動団体等との協働により、人権啓発イベントの開催や啓発ポスターの掲示など総合的な活動を実施するとともに、各課題別の啓発活動を展開します。

そして、人権侵害等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の課題として行動を起こすことの大切さについて啓発します。

② 企業・事業所への啓発

企業・事業所においては、社会や地域への影響力の大きさから、パワーハラスメント等の防止や男女間の格差の解消など人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために、計画的、継続的な従業員等に対する人権研修や啓発が実施されるよう、企業向けの研修会・講演会等の機会を増やすとともに、企業・事業所に対して情報を提供します。

また、企業・事業所における人材の採用にあたっては、公正で公平な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、県等の関係機関との連携を強化し、啓発に努めます。

③ 情報提供

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。このため、国や県をはじめ、他市町、各種関係機関、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

これら人権課題に関する情報を市民、関係機関が容易に入手できるよう、市のホームページや広報紙等を活用し、効果のある情報提供に努めます。

(4) 人権に関わりの深い特定職業従事者³⁶への研修等

人権に関わりの深い分野の業務に従事している人（行政職員、教職員、保育士、医療・福祉関係職員など）は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

人権尊重のまちづくりを推進するため、人権に関わりの深い職業従事者が、社会のあらゆる場面で人権教育・啓発の推進役となるよう取り組みます。また、それぞれの職場に応じて人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、研修や学習機会の充実を図ります。

³⁶ 特定職業従事者：検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者のこと。

〔２〕相談と支援体制

（１）相談窓口の充実

本市では、女性や子どもに関する相談、高齢者や障がいのある人の生活や権利擁護等の相談などの個別的な視点からの相談と、就労、生活困窮などの普遍的な視点からの相談窓口を設置しています。これらの相談窓口に、利用者が安心して相談できるよう、プライバシーの保護への配慮や利用者の立場に立った対応、電話相談や面接相談など利用しやすい方法など、相談しやすい環境を整備します。

また、人権侵害を早期に発見し、確実に救済するため、市民の相談の中に、人権侵害が含まれていないか気づき、支援や救済につなげられるよう、職員・相談員の資質の向上に努めます。

（２）相談と支援の連携

本市での相談窓口のほか、国や県、人権擁護委員や民生委員・児童委員による相談、甲賀市社会福祉協議会やNPO法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー³⁷などさまざまな機関で相談を行っています。人権に関する相談は、複数の要因が絡み合っていることが多く、それぞれの分野に関する専門的かつ幅広い知識や技能に併せて、人権尊重の視点で相談に応じることが必要です。個々の相談窓口だけでは対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが必要となる場合には、速やかに適切な相談窓口へつなげるよう、各相談機関の連携に努めます。

また、利用者の救済や自立のための関係窓口や機関へすみやかにつなげます。

（３）相談窓口の周知

国や県等の関係機関、本市が設置する相談窓口は多様であり、利用者が相談先としてどこを選択すべきか分かりにくくなっています。人権侵害を受けた人が、誰にも相談できず、我慢したり一人で悩むことがないように、あらゆる機会や広報媒体を活用して、相談窓口や救済制度、相談活動の周知に努めます。

また、重大な人権侵害である虐待に対し社会全体で防止に取り組むため、子ども、高齢者、障がいのある人等への虐待を発見した場合の通報義務と通報先を広く市民に周知します。

³⁷ NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー：認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、自身で契約や財産管理などを行うことが困難になった人の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の活用を支援する機関のこと。甲賀市・湖南市域において、成年後見制度に関する相談や制度の利用促進、広報・啓発等を担っている。

〔 3 〕 分野別の取組



女性の人権

- 性別によって、多様な生き方が制約されることなく、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できるよう、事業や制度の充実を図るとともに、固定的な性別役割分担意識をなくすために、男性の家庭への参画を促すなど、市民への啓発を促進します。
- DVをはじめとするあらゆる暴力に対する、市民の認識を高め、予防に努めるとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を受けられるよう環境を整備します。

《教育・啓発》

- ・ 男女共同参画推進の教育・啓発
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消
- ・ DV、デートDVの予防教育・啓発
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 企業・事業所でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止啓発

《相談・支援》

- ・ DV、デートDVの被害者支援
- ・ 子育てや介護、家庭での人間関係等の不安や悩みの相談
- ・ 職場での不安や悩み等の相談

《事業や制度》

- ・ 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築
（保育園・放課後児童クラブ等）
- ・ 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
- ・ 地域、防災、働く場など、さまざまな分野における女性の参画推進
- ・ 起業、復職への支援
- ・ ひとり親世帯への支援

関連する分野別計画

- ・ 甲賀市男女共同参画計画
- ・ 甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画
- ・ 甲賀市就労支援計画



子どもの人権

- 子どもの人権の尊重や福祉の推進を目的に、子どもの視点に立って、市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず家庭、地域、学校などが連携を図りながら施策を推進します。
- 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発を行うとともに、問題の早期発見、早期対応を図り、虐待やいじめを受けた子どもや養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護を行います。

《教育・啓発》

- ・ 子どもの現状と子育てに関する人権教育・啓発
- ・ 保護者への教育啓発の充実
- ・ 児童虐待防止に向けた啓発
- ・ いじめ防止に向けた教育啓発

《相談・支援》

- ・ 虐待被害の子どもへの支援（発見・保護・見守り）
- ・ いじめが発生したときの相談
- ・ 不登校の子どもへの相談・支援
- ・ 子育てに関する相談・支援
- ・ 義務教育終了後の子どもへの相談・支援

《事業や制度》

- ・ 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援
- ・ ひとり親世帯への支援
- ・ 家庭で放任されている子どもへの居場所づくりと支援
- ・ 虐待被害の子どもへの救済
- ・ いじめが発生したときの救済
- ・ 義務教育終了後の子どもへの支援

関連する分野別計画
・ 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画
・ 甲賀市地域福祉計画
・ 甲賀市就労支援計画



高齢者の人権

- 高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域活動への参加支援、就労機会の拡大など自立と生きがいづくりへの支援に努めます。
- 地域全体で高齢者を支え、介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実を図ります。
- 高齢者への虐待防止のために、高齢者や認知症への理解促進のための教育・啓発を促進し、被害者や養護者等からの相談や支援、救済を行います。

《教育・啓発》

- ・ 認知症の教育・啓発
- ・ 高齢者を理解するための教育・啓発
- ・ 権利擁護に関する普及啓発

《相談・支援》

- ・ 高齢者への虐待被害の相談・支援
- ・ 高齢者の孤立に対する相談・支援
- ・ 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援
- ・ 権利擁護に関する相談・支援

《事業や制度》

- ・ 高齢者への虐待被害の救済
- ・ 高齢者の孤立予防
- ・ 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援
- ・ 高齢者の介護予防
- ・ 高齢者の生きがいづくり
- ・ 養護者の支援
- ・ 災害時における高齢者の避難等の支援

関連する分野別計画
<ul style="list-style-type: none">・ 甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画・ 甲賀市地域福祉計画・ 甲賀市就労支援計画



障がいのある人の人権

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、障がいへの理解を深める教育・啓発を行います。
- 障がいのある人が、個性や能力を発揮でき、社会の幅広い分野にわたって参加や活動ができるよう、ライフステージに応じた生活や就労等の支援を、生涯を通じて行います。
- 障がいのある人への虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

《教育・啓発》

- ・ 障害者差別解消法の理解推進
- ・ 気づきにくい障がいへの理解推進
- ・ 権利擁護に関する普及啓発
- ・ 盲導犬等への理解推進

《相談・支援》

- ・ 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援
- ・ 障がいのある子どもの保護者への相談・支援
- ・ 障がいのある人への虐待被害の相談・支援
- ・ 権利擁護に関する相談・支援

《事業や制度》

- ・ 障がいのある人への生活・就労支援
- ・ 意思疎通、コミュニケーションの支援(手話通訳・要約筆記・視覚支援等)
- ・ 生涯を通じた支援体制の構築
- ・ 障がいのある子どもの保護者への子育て支援
- ・ 子どものころからの療育の充実、学校・園での支援
- ・ 災害時における障がいのある人の避難等の支援
- ・ スポーツをはじめとする余暇活動への支援

関連する分野別計画
<ul style="list-style-type: none">・ 甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画・ 甲賀市地域福祉計画・ 甲賀市就労支援計画



同和問題

- 同和問題の解決のため、広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・学習会等の開催などさまざまな手法により正しい知識と理解を深めるよう効果的な啓発活動に努めます。
- 就労や生活等のさまざまな相談に対し、自立に向けた各種支援につなげます。
- 「えせ同和行為」に毅然と対応するため、情報の提供や相談体制の強化による排除と、同和問題に対する認識と理解に努めます。

《教育・啓発》

- ・ 心理的差別の解消に向けた教育・啓発
- ・ 不動産差別の解消に向けた教育・啓発
- ・ えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発

《相談・支援》

- ・ 学習、進路、就労、生活等の相談・支援
- ・ 地域総合センターにおける相談・支援
- ・ 各種施策を活用した生活支援

《事業や制度》

- ・ あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進
- ・ 各種支援につなげる相談体制の構築
- ・ 地域総合センターや公民館等における住民交流の促進
- ・ 地域総合センターや公民館等における子どもの学習支援

関連する分野別計画
・ 甲賀市就労支援計画



外国人の人権

- 多文化共生の取組を一層推進するため、生活・行政に関する情報提供など外国人市民への情報提供の充実や多様な言語による住宅や相談機能の充実、子どもの学力や進路保障など、外国人市民が安心して生活が送れるよう生活支援の充実を図ります。
- 文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、多文化共生をテーマにした講演会や講座・交流会など、地域に密着した事業の実施や地域への参画を推進します。

《教育・啓発》

- ・ 多文化共生に向けた教育・啓発
- ・ ヘイトスピーチに対する教育・啓発

《相談・支援》

- ・ 就労や生活の相談・支援
- ・ 子どもたちへの教育・相談・支援

《事業や制度》

- ・ 就労支援、高齢者・要介護者の生活支援
- ・ 子どもたちへのことば、学習および生活の支援
- ・ 外国人の地域等への参画の推進
- ・ 公共施設、学校等でのコミュニケーション支援
- ・ 災害時における外国人の避難等の支援

関連する分野別計画
<ul style="list-style-type: none">・ 甲賀市多文化共生推進計画・ 甲賀市就労支援計画



インターネットによる人権侵害

- 情報化がもたらす社会的影響について周知し、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについて理解するための教育を推進します。
- 市民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。
- 保護者から子どもに対して指導を行えるよう、保護者を対象とした研修をさらに充実します。

《教育・啓発》

- ・インターネット上での人権侵害の防止や情報モラル³⁸の向上につながる教育・啓発
- ・インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発

《相談・支援》

- ・インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知



その他さまざまな人権問題

- 性的マイノリティの人々に対する偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める啓発を推進します。
- その他の人権問題についても正しい知識と理解を深めるための啓発を推進します。
- 社会情勢や生活環境の変化に伴う新たな人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていきます。

《教育・啓発》

- ・性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発
- ・その他さまざまな人権課題への教育・啓発

《相談・支援》

- ・学校での性的マイノリティの子どもへの配慮

³⁸ 情報モラル：人が情報を扱う上で求められる道德のこと。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することがないよう身につけるべき基本的な態度や考え方のこと。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、行政の推進体制の整備はもとより、差別をなくす意欲と実践力及び豊かな人権文化を創造する資質を備えた市民が増えることが重要です。そのためには各種行政施策を着実に推進するとともに、意欲的に人権推進に取り組もうとしている市民や市民活動団体等と連携・協働しながら、取組を進めることが大切です。計画がどのような施策として実施されたのか、また、成果を評価し、取組を効果的に推進します。

さらに、価値観や社会状況の変化に伴って新たな人権問題が発生したときに、これらに対応できるよう体制を整えていきます。

(1) 庁内の推進体制

本市の人権施策の推進にあたっては、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、庁内の連携、調整を行い、総合行政としての機能を果たすとともに、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立った施策を展開します。また、関係する機関が相互調整を図り、総合的な視点に立った人権教育・啓発活動を実施します。

「甲賀市人権尊重のまちづくり審議会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し調査及び審議を行います。

(2) 国・県・関係団体等との連携

人権施策は、国、県、本市がそれぞれの役割分担のもとで連携を図りながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、法務局や県、人権擁護委員や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、情報の共有化、啓発活動の共同開催など、啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。

また、区・自治会、自治振興会、PTA、甲賀市人権教育推進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会などの関係団体、市民活動団体との連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

2. 計画の進行管理

人権課題の解決は長期的な視点で繰り返し取り組むことが重要であることから、本計画で策定した人権施策については、「甲賀市人権尊重のまちづくり審議会」により定期的に点検・評価を行い、計画の見直し等のフォローアップ³⁹を行ってまいります。

3. 目標指標

計画の実現に向けて、次の目標指標を掲げます。なお、達成度を図るために、各目標年度の前年に調査を実施します。

単位：%

指標	指標の説明	現状	目標		
			平成32年度 (2020年度)	平成36年度 (2024年度)	平成40年度 (2028年度)
「人権が尊重されるまち」になっていると感じる割合	「人権が尊重されるまち」になっているかに、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」の人の割合	38.0	42.0	46.0	50.0
人権に関する学習会に参加したことがある人の割合	3年以内に、人権に関する学習会に参加したことがある人の割合	31.6	35.0	38.5	42.0
「人権の尊重されるまちの実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合	人権の尊重されるまちの実現に向けて、「実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合	29.5	33.0	36.5	40.0

※各指標の現状については、「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成28年3月）の数値

³⁹ フォローアップ：ある事柄を徹底させるために、後々までよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

資料

1. 甲賀市人権尊重の都市宣言

わたしたち甲賀市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに暮らせることを願っています。

しかしながら、社会は今なお人権侵害があとをたたないのが現実です。

わたしたちは、日本国憲法と世界人権宣言の理念に基づき、みずから人権意識を高め、あらゆる差別のない「あふれる愛」と希望に満ちた都市を築くため、ここに緑豊かなふるさと甲賀市を「人権尊重の都市」とすることを宣言します。

平成17年（2005年）12月19日

甲賀市

2. 甲賀市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月20日

条例第196号

改正 平成25年12月18日条例第36号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権を保障する日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対する、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、甲賀市に在住、勤務及び在学するすべての人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、行政すべての分野において総合的に必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をしてはならない。

2 市民は、あらゆる差別を温存し、又は助長する行為をしないように努め、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、あらゆる人権侵害をなくすために、人権尊重のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(教育、啓発活動の充実)

第6条 市は、人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業等の各関係機関と連携しながら、きめこまやかな教育、啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、施策及び啓発活動の推進のため、必要に応じ意識、実態調査等を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、国、県及び関係機関との連絡調整を緊密に行い、市民とともに、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市長の諮問に応じて重要事項を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)

を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係機関、団体の代表者
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月20日

規則第146号

改正 平成19年5月28日規則第26号

平成20年3月28日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市人権尊重のまちづくり条例(平成16年甲賀市条例第196号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第1条に規定するあらゆる差別をなくすための、重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権問題に対して識見を有する者
- (2) 関係機関、団体の代表
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民環境部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (平成19年規則第26号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

付 則 (平成20年規則第18号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

4.

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

平成27年9月1日から平成29年8月31日

※敬称略

	所 属	氏 名	
人権問題に対して 識見を有する者	学識経験者（同志社大学政策学部）	真山 達志	会 長
	学識経験者	西村 泰雄	副会長
	学識経験者	安達 みのり	
関係機関・団体の代表	甲賀人権擁護委員協議会	田中 美代子	
	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	小松 多喜子	
	ゆうゆう甲賀クラブ	上山 清美	平成27年9月1日～ 平成29年4月30日
		澤 幸雄	平成29年5月1日～
	甲賀市障がい児・者団体連絡協議会	奥野 麻美子	
	魅力ある地域社会をつくりたい人たちによるネットワーク	古谷 兼一	
	甲賀市同和・人権事業促進協議会	市井 幸夫	平成27年9月1日～ 平成28年5月25日
		立岡 勇一	平成28年5月26日～
	甲賀市人権教育推進協議会	清水 達久	
	滋賀県人権研究会甲賀研究会	杉本 正紹	平成27年9月1日～ 平成28年3月31日
		辻本 仁士	平成28年4月1日～
	甲賀・湖南保護司会	田村 幸代	
	甲賀市ひとり親家庭福祉の会	藤井 貞子	
	甲賀市区長連合会	中井 善信	平成27年9月1日～ 平成28年3月31日
		増田 福永	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日
梅本 努		平成29年6月1日～	

5. 策定経過

	年 月 日	策定経過
平成27年度	平成27年(2015年) 10月21日	第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・委員委嘱状交付 ・「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について(諮問) ・人権に関する市民意識調査について
	平成28年(2016年) 1月27日	第2回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・市民意識調査(速報値)報告 ・甲賀市人権に関する総合計画のあり方について
	3月24日	第3回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・基本理念、個別課題について
平成28年度	6月23日	第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・市民意識調査結果報告 ・視点、構成及び策定スケジュールについて
	8月25日	第2回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・視点、取組状況及び今後の課題について
	10月6日	第3回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・視点、取組状況、今後の課題及び分野別施策の推進について
	11月10日	第4回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・甲賀市人権に関する総合計画(素案)について
	12月6日	第5回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・「甲賀市の人権に関する総合計画」の答申について
	12月13日	「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について(答申)

6. 「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（諮問）

甲 人 推 第 242 号
平成 27 年(2015 年)10 月 21 日

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会長 真山 達志 様

甲賀市長 中嶋 武嗣

「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（諮問）

当市では、平成 16 年 12 月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、この条例が目指す部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの理念を実現するため、平成 20 年 4 月に甲賀市人権総合計画、平成 20 年 5 月に甲賀市同和対策基本計画を策定しました。

その後、これら 2 つの計画を基に、同和問題・女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人などに関する人権課題の解決に向けた施策を推進してきました。

平成 28 年度末で甲賀市人権総合計画、甲賀市同和対策基本計画の計画期間が終了することから、今日の状況を踏まえ、様々な人権課題の解決を目指し、総合的な取り組みをさらに強化していくため、甲賀市の人権に関する総合計画のあり方及びこの計画の内容等について、ご意見をいただきたく諮問します。

7. 「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（答申）

平成 28 年(2016 年)12 月 13 日

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会長 真山 達志

「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（答申）

平成27年（2015年）10月21日付け、甲人推第242号で諮問のありました「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について、下記のとおり答申します。

記

1. 甲賀市の人権に関する総合計画の内容

別添「甲賀市人権に関する総合計画（答申）」のとおり。

2. 付帯意見

この計画では、法務省の掲げる人権問題を中心に取り上げていますが、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕在化してくることも考えられることから、常に、社会の動向を把握し、新たな人権課題に適切に対応されたい。

以上

8. 用語解説

あ行

NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、自身で契約や財産管理などを行うことが困難になった人の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の活用を支援する機関のこと。甲賀市・湖南市域において、成年後見制度に関する相談や制度の利用促進、広報・啓発等を担っている。

M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

か行

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、必要な相談支援（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）つなげる人のこと。「命の門番」とも言われる。

ここあいパスポート

甲賀地域（甲賀市、湖南市）で、作成配布している相談支援ファイルのこと。発達障がいなどにより特別な支援が必要な人に適切な支援を継続できるよう、育ちや支援の情報を記録し、家庭、園、学校、支援機関で共有するためのもの。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など、「女だから、男だから」という性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識のこと。

さ行

障害者虐待防止センター

本市の障がい者虐待に関する総合窓口のこと。平成24年10月1日から施行された「障害者虐待防止法」では、虐待を受けている可能性がある障がい者を発見した場合の市町村等への通報義務が規定されている。

小集落改良住宅

旧地域改善対策特別措置法施行令1条1号に基づき、生活環境施設整備事業のなかの住宅地区改良事業の一つとして、小集落地区で建設された住宅のこと。

情報モラル

人が情報を扱う上で求められる道德のこと。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することがないように身につけるべき基本的な態度や考え方のこと。

ストーカー

自分が一方的に関心を抱いた相手に、待ち伏せや尾行、メール、手紙、ファクス・電話などの行為を執拗に繰り返し、しつこくつきまとい行為を行う人物のこと。ストーカーの行う行為をストーキングという。

セーフコミュニティ

WHO（世界保健機関）が提唱する「事故やけがは、偶然の結果ではなく、原因を究明し、対策を講じることで予防できる」という考えに基づき、科学的な予防対策とまちぐるみの連携によって、安心安全な暮らしをおびやかす大きな要因である「事故やけが」を防ぐ取組のこと。

精神障害者保健福祉手帳

平成7年に改正された精神保健及び精神障害福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳のこと。障がいの内容や等級が記される。これを提示することで、各種福祉サービスが受けられる。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を保護し、支援してくれる人を付けてもらう制度のこと。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した、性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、さまざまなものが含まれる。特に、働く場においては、労働者の意に反する性的な言動により、労働条件で不利益を受けたり、就業環境が害されることをいう。

た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省より）。

地域ケア会議

多職種の協働による個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握 などを行う。また、地域づくりや資源開発、政策形成など、地域の実情に応じた検討を行う。地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設で、高齢者の総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。

デートDV

交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するなどの社会的暴力、傷つく言葉を使うなどの精神的暴力や性的な暴力、経済的な暴力なども含まれる。

出会い系サイト

面識のない異性との交際を希望する者の求めに応じて、情報をインターネット上の掲示板に掲載するサービスを提供するウェブサイトのこと。

特定職業従事者

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者のこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violence。法令等で明確に定義された言葉ではないが、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

な行

日常生活圏域

住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、身近なところでのサービス提供をめざして設定している圏域のこと。

ネグレクト

虐待の種別のひとつ。子どもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

ネットポルノ

インターネットのホームページ上でポルノビデオや写真などを公開したり販売したりすること。

は行

働き・暮らし応援センター

障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関のこと。本人・家族・企業からの相談に、雇用支援ワーカー・生活支援ワーカー・職場開拓員・就労サポーター等が無料で応じている。

パワーハラスメント

職務上の立場や権限を背景にしたいじめや嫌がらせ行為こと。略してパワハラと言う。

風評被害

風評（世間であれこれ取りざたされること。うわさ）によって、経済的な被害を受けること。

フェーズ

変化する過程の一区切り。局面、段階のこと。

フォローアップ

ある事柄を徹底させるために、後々までよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

ヘイトスピーチ

人種、出身国、思想、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

母語支援員

日本語が理解できない児童生徒が学校に入ってきた時、児童生徒、その保護者、教員などの学校関係者の間に入って「言語」のサポートや「異文化理解」のための情報提供などを行い、主にコミュニケーション上のやりとりを円滑にする支援員のこと。

ま行

マイノリティ

社会の権力関係において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団のこと。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、異動、減給、降格などの不利益な取扱いのこと。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

リーマンショック

アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象のこと。

リベンジポルノ

別れた配偶者や恋人に対する嫌がらせ行為の一種。親密であったときに撮影したり、もらったりして所持していた相手の下着姿や裸などのプライベートな写真や動画をインターネット上に公開することや、公開されたデータそのものをさす。報復や仕返しを意味するリベンジと、ポルノグラフィーを組み合わせた造語のこと。

療育手帳

知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳のこと。知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としている。この手帳を取得することによって、障がいの支援区分（最重度・重度（A）、中軽度（B））に応じた福祉サービスを利用できるようになる。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

ワンストップ

ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。

甲賀市人権に関する総合計画

平成 29 年 7 月

発行 甲賀市市民環境部人権推進課

〒528-8502

滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地

